

中野区の環境

～ 中野区環境白書 ～

平成 30 (2018) 年度版



【平成 29 年度なかのみどりの貢献賞受賞：早稲田大学】

中野区

はじめに

私たちは、日常生活や事業活動において大量に資源やエネルギーを消費し続けるライフスタイルによって、環境に大きな負荷をかけてきました。二酸化炭素等の温室効果ガス排出による地球温暖化、ダイオキシン等の有害化学物質やアスベスト等による健康被害、ごみの不適正排出、放射性物質による汚染など、さまざまな環境問題が生じています。

これらの問題の多くは、より便利さを求める私たちの生活と密接な関係をもっており、私たちの生活や事業活動により、意識的または無意識的に生じています。このため、これを解決していくためには、行政はもとより、区民や事業者が環境に配慮した行動を心がけるとともに、社会経済システムに環境配慮が織り込まれ、私たち一人ひとりのライフスタイルを自然に「低炭素」・「循環型」にすることが求められています。

中野区では、平成28年3月に「中野区基本構想」を全面的に改定し、4月には「新しいなかのをつくる10か年計画（第3次）」を策定しました。また、環境に関しては、原子力発電所事故などにより国が新しい「エネルギー基本計画」を決定したことなど、特にエネルギーを取り巻く状況が大きく変化しました。こうした状況を踏まえ、区では、平成28年3月にこれまでの計画を改定し、「第3次中野区環境基本計画」を策定しました。ここでは5つの将来像を掲げ、その実現に向け、4つのプロジェクトと温暖化に伴う気候変動への適応策を推進することとしています。また、中野区の平成37年度のエネルギー消費量を、平成24年度比で15.2%削減することを目標としました。

平成29年度においては、区内に散見されるいわゆる「ごみ屋敷」に関して、「中野区物品の蓄積による不良な生活環境の解消に関する条例」を制定し、その対策を始めました。また、ごみの分別回収とユニバーサルデザインの推進を目的に、ごみ分別アプリ（外国語版）を配信したほか、10月から陶器・ガラス・金属ごみの資源化の取組を、さらに、生ごみの減量を目的に、区内の大学と連携しフードロス対策を始めました。

環境部は、地球温暖化防止、公害対策、清掃・リサイクルのほか、緑化推進事業や地域保健法第6条で定められた保健所の事業の一部である生活衛生に関する事務を所管しています。

21世紀の中野を、環境に配慮した区民生活が根づくまちとするため、区は、今後とも区民・事業者・区の連携を深め、良好な生活環境を保全するための取組を推進していきます。

この冊子は、中野区の環境について、その実態や環境部が所管する事業のほか、区の事業者としての取組などについて、主に平成29年度における実績と、平成30年度の取組内容をまとめた、中野区版環境白書です。ご活用いただければ幸いです。

中野区 環境部

< 目 次 >

はじめに

・中野区の概要

第1章 中野区の現況	3
1. 面積と地形	3
2. 人口	3
3. 住環境（みどり・公園）	4
4. 産業構造	5
5. 道路状況と交通量	6
第2章 中野区の環境行政	7
1. 中野区環境基本条例	7
2. 中野区環境審議会	7
3. 第3次中野区環境基本計画	8
4. 中野区地球温暖化防止条例	11
5. 中野区地球温暖化防止対策審議会	13
6. 環境マネジメントシステムの取組	14

・地球温暖化防止への取組

第1章 温暖化防止への取組	19
1. 地球と都市の温暖化	19
2. 中野区の温暖化対策	21
3. 中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画 （事務事業編）の取組	28

・身の回りの環境改善

第1章 緑化の推進	33
1. みどりの役割	33
2. みどりの推進	33
3. 緑化の助成制度	35
4. 緑化の啓発	36
第2章 環境公害対策	38
1. 概説	38
2. 工場・指定作業場等の公害防止対策	39
3. 建設工事の公害防止対策	41
4. 地盤沈下対策	43
5. 公害に関する苦情・相談受付業務	44
6. 「ごみ屋敷」等の対策	45

7.	光化学スモッグ対策	45
8.	環境調査業務	49
第3章	暮らしの衛生	57
1.	衛生推進	57
2.	適正管理	60
第4章	食品衛生監視	62
1.	食品監視	62
2.	安全確保	69
第5章	医務・薬事監視、環境衛生監視	70
1.	医務薬事	70
2.	環境衛生	74
第6章	吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止	80
1.	吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止の取組	80
. ごみとリサイクル		
第1章	中野区のごみの現状と課題	85
1.	ごみの現状	85
2.	ごみゼロ都市実現に向けた課題	85
第2章	「ごみゼロ都市・なかの」実現に向けた取組	87
1.	中野区一般廃棄物処理基本計画	87
2.	発生抑制（リデュース）の推進	87
3.	再使用（リユース）の推進	89
4.	再生利用（リサイクル）の推進	89
第3章	ごみの適正処理	94
1.	ごみの適正排出啓発	94
2.	ごみの収集・運搬	95
	ご相談・お問合せ	103

・ 中野区の概要

第1章 中野区の現況

1. 面積と地形

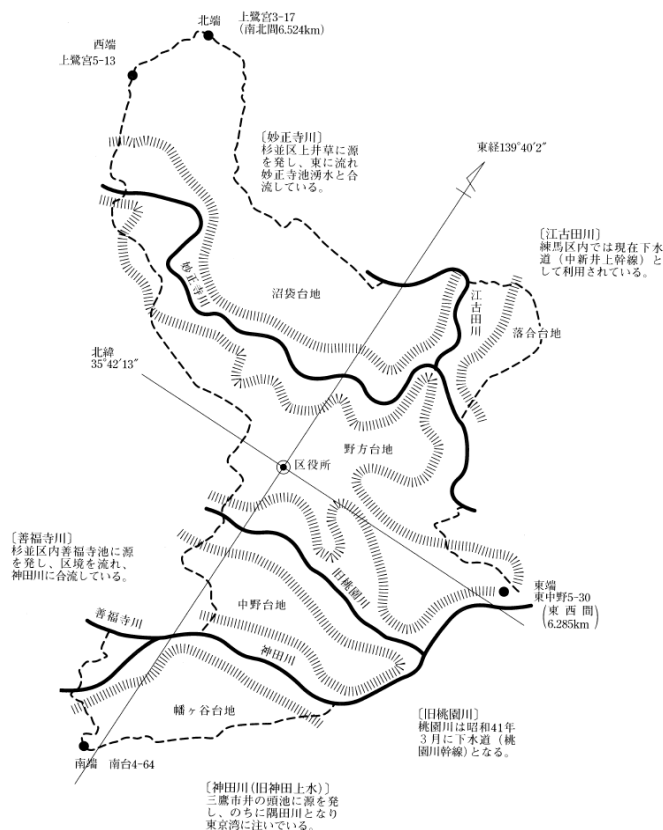
中野区は23区の西の方に位置し、東は新宿、西は杉並、南は渋谷、北は練馬の各区に接しています。

中野区的面積は15.59km²で、東京都の総面積2,193.96km²の約0.71%、区部面積627.57km²の約2.48%にあたり、23区中14番目の広さです。(平成29年10月1日現在。国土地理院平成29年全国都道府県市区町村別面積調。)

武蔵野台地に位置する中野区内には、沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の5つの小台地があり、その台地の間を、江古田川、妙正寺川、旧桃園川、神田川、善福寺川の5つの河川が流れています。標高は、台地面では約40mのところが多く、神田川の流域などでは30m以下となっています。

旧桃園川：昭和41年に暗渠化されました。

中野区の地形



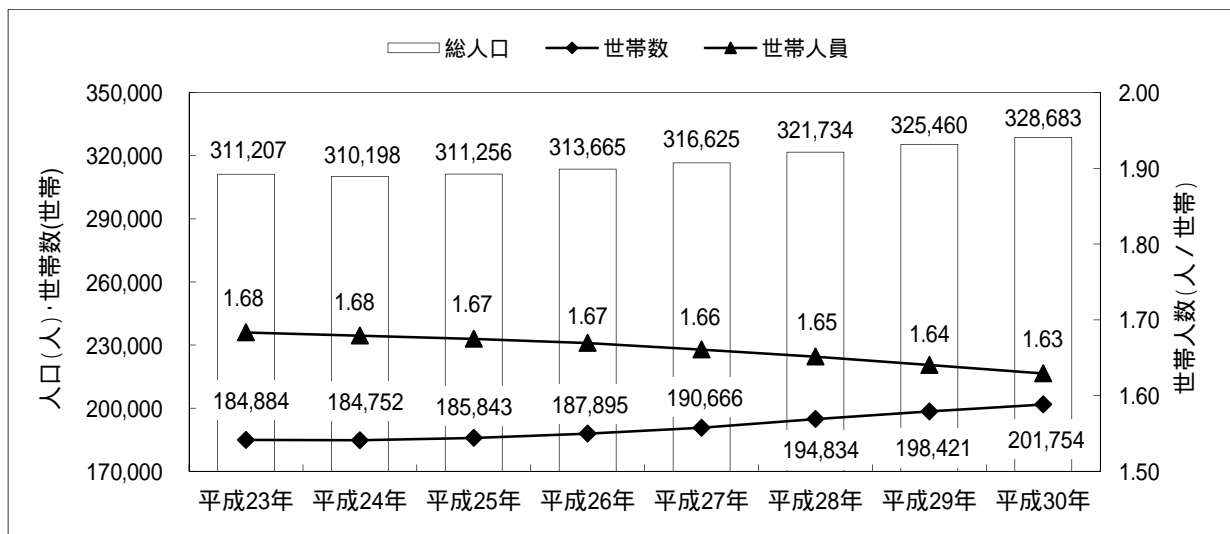
2. 人口

総人口は328,683人(平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口による)で、若干増加傾向にあります。

人口密度は1km²あたり21,083人で、23区でも1、2を競う高い値です。区内では、JR 中央線より南の地域の人口密度が比較的高く、1km²あたり3万人近い地域もあります。

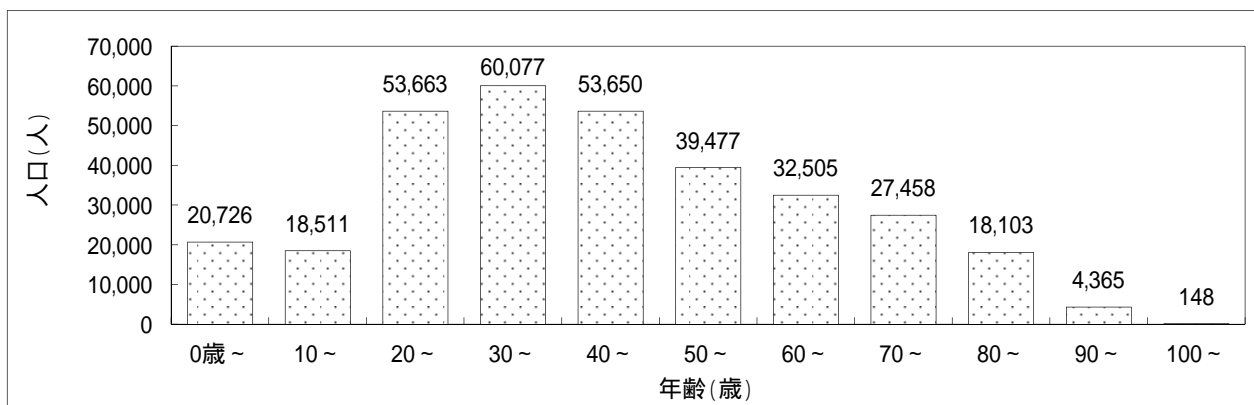
世帯数は201,754世帯で、単身世帯が多いため、1世帯あたりの人員は平均で1.63人となっており、東京都の1.92人や区部の1.85人と比べても低い値です。

人口等の推移（各年1月1日現在）



人口構成は、30歳台が最も多く、総人口の18.3%占め、次いで20歳台と40歳台が16.3%となっています（いずれも平成30年1月1日現在住民基本台帳人口）。また、昼間人口は313,270人、夜間人口は328,215人で、昼間の人口が少なく、通勤・通学に便利な住宅地である中野区の地域特性を示しています（平成27年国勢調査）。

中野区の年齢別人口（平成30年1月1日現在）



3. 住環境（みどり・公園）

昭和30年代以降の人口の急増や急激な宅地化に伴い、区内から自然緑地や農地が減少し、その結果、過密な市街地が形成されてきました。また、住宅地を結ぶ道路の約7割が幅員4.5m未満であり、交通や防災の面で多くの問題を抱えています。

心に安らぎと潤いを与えてくれるみどりは、大気の浄化を図るとともに防災機能としての役割も大きく、わたしたちの生活にとってかけがえのない貴重な財産となっています。

平成28年度に行った第5次緑の実態調査における緑被率は中野区全体の16.14%で、前回の

調査時点の緑被率16.37%（平成19年度実施、第4次緑の実態調査）と比較し0.23ポイント減少しており、主な要因としては、民有地にあるまとまった緑が相続や宅地開発等により失われていることが考えられます。一方、第5次緑の実態調査におけるみどり率は中野区全体の17.46%で、平成19年度のみどり率17.54%と比較し、0.08ポイントの減少に留まり、みどり率の減少値は緑被率の減少値と比較し低い結果となりました。これは、平成24年度以降、中野四季の森公園をはじめ、白鷺せせらぎ公園、南台いちょう公園、本五ふれあい公園と、大規模公園が整備されたことにより、民有地の緑被面積の減少が、公園面積の増加により抑えられたことを示しています。

平成30年4月1日現在、区内の公園は165か所44.31ha、児童遊園9か所0.90ha、ポケットパーク19か所0.41ha、合計面積45.62haです。

公園、街路樹(環境施設帯を含む)、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、河川、水路、湖沼などの面積が中野区の面積に対して占める割合。

平成19年度以降に整備された大規模公園（平成30年4月1日現在）

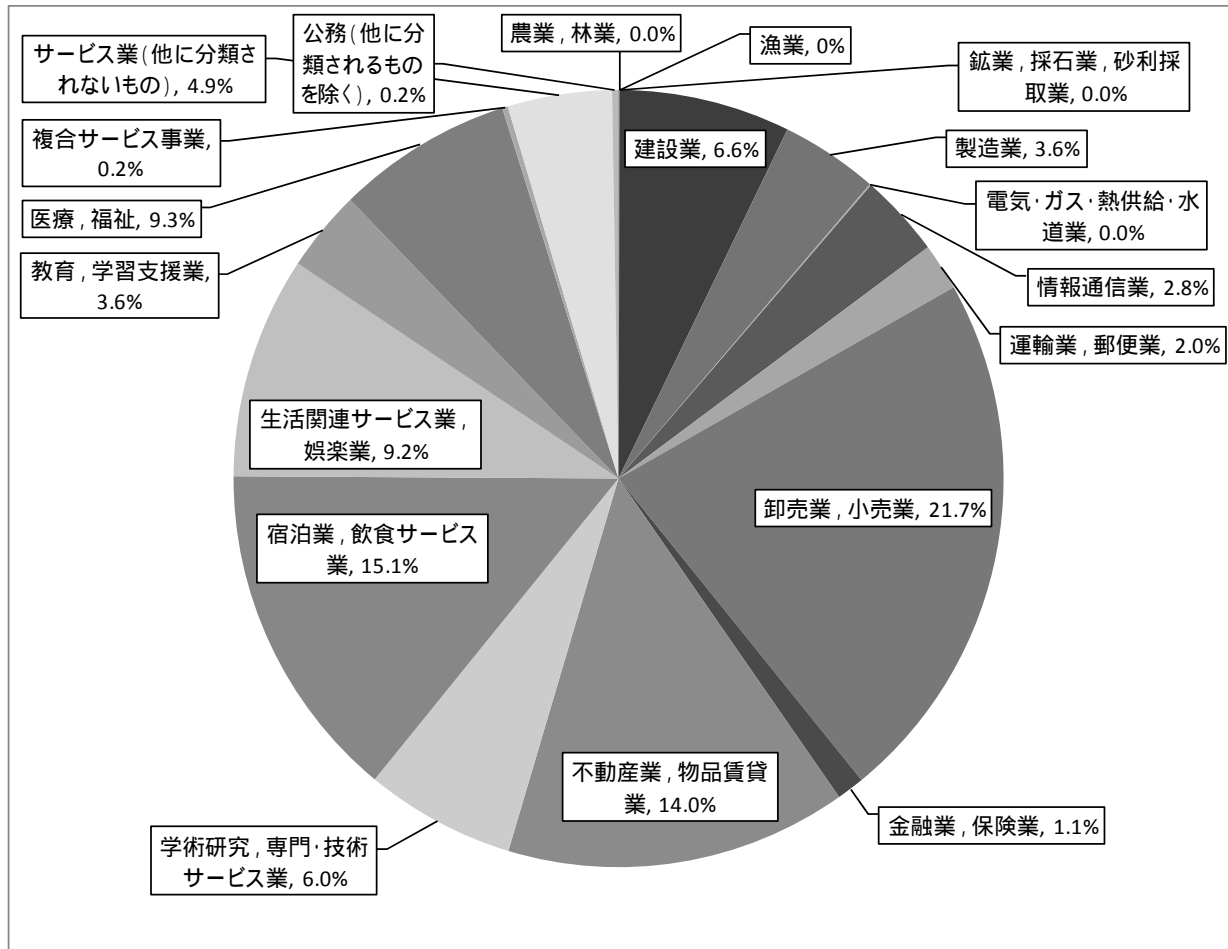
公園名	面積	供用開始
中野四季の森公園	15,000m ²	平成24年4月
白鷺せせらぎ公園	9,070m ²	平成27年6月
南台いちょう公園	10,035m ²	平成28年2月
本五ふれあい公園	11,924m ²	平成28年3月
中野四季の森公園拡張用地	5,780m ²	平成29年4月

4 . 産業構造

中野区の事業所数は、平成21年経済センサス基礎調査で14,367社であったものが、平成26年に実施された同調査では12,917社となっており、事業所数としては減少しています。事業所のうち従業員4人以下が62.6%を占めており、23区平均の53.7%と比べると、規模の小さな事業所が多いことが中野区の産業の大きな特徴といえます。

事業所の内訳としては、卸売業・小売業が21.7%と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業15.1%、不動産業・物品賃貸業14.0%、生活関連サービス業・娯楽業9.2%など第3次産業が大きな比重を占めています。一方、建設業6.6%、製造業3.6%などの第2次産業の割合は低く、区内の産業は日常生活に密着した小規模な小売業・サービス業が中心になっています。

事業所の内訳（平成26年経済センサス基礎調査）



区内の工場（従業員4人以上）は78か所ありますが、年々減少しています（平成26年東京都工業統計調査）。工場の内容は印刷・同関連業、繊維工業、食料品で過半数を占め、住宅地域に混在しています。

農業は、昭和30年代以降の激しい住宅化の進行により激減しました。農林業経営体11戸、経営耕地面積455a（平成27年農林業センサス東京都結果報告）で、大和町、鷺宮、白鷺、上鷺宮地区を中心にわずかに残されており、キャベツ・だいこんなどの野菜や、花木を主に生産しています。

5．道路状況と交通量

区内の幹線道路は、北から新青梅街道、早稲田通り、大久保通り、青梅街道、方南通りなどが東西に、東から山手通り、中野通り、環七通り、中杉通りなどが南北に走っています。特に環七通りは一日の交通量が7万5千台を超え、しかも、その約16%、1万2千台を超える大型車が走り、騒音発生状況に大きな影響を与えています。一日の交通量では、山手通り、青梅街道も4万台を超えています（中野区自動車騒音振動交通量調査結果。山手通りは平成27年度、環七通り、青梅街道は平成28年度）。

第2章 中野区の環境行政

1. 中野区環境基本条例

中野区環境基本条例は、平成10年7月に施行しました。平成8年3月に学識経験者、区民、事業者、区職員により構成された「中野区環境にやさしいまちづくり推進会議」に条例に盛り込むべき内容の検討を依頼しました。平成9年9月に出された提言を受けて条例案を作成し、平成10年3月に議会の議決を得て同年7月に施行しました。

環境基本条例は、環境保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区の責務、協働の取組を明らかにしています。また、区民、事業者が環境保全に関し区長に意見を申し出ることができること、開発等において良好な環境創出の機会となるよう努めること、区が環境基本計画を策定しなければならないこと、環境審議会の設置などについて定めています。

《環境基本条例の基本理念》

環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

自然の循環を重視すること。

人と他の生き物が共にすめる環境をつくること。

すべての資源を有効に活用すること。

2. 中野区環境審議会

中野区環境審議会は、区の環境基本計画や環境保全に関する基本的事項について検討するために、中野区環境基本条例に基づき設置する区長の附属機関です。委員は20人以内で、区民、事業者及び学識経験者によって構成されます。任期は2年です。

(1) 第1期環境審議会

平成10年10月に第1期環境審議会が発足し、平成12年10月までに8回の審議会が開催されました。区長から「中野区環境基本計画に盛り込むべき内容について」諮問を受け、平成12年2月に答申を行いました。その後、同年10月に区がまとめた「中野区環境基本計画素案」について報告を受けました。

(2) 第2期環境審議会

平成18年4月28日に第2期環境審議会が発足し、平成20年3月までに11回の審議会と5回の小委員会が開催されました。区長から「環境基本計画の改定にあたっての基本的考え方、同計画に盛り込むべき事項等」について諮問を受け、平成19年5月18日に答申を行いました。その後、平成20年3月に区から「中野区環境基本計画素案」について報告を受けました。

(3) 第3期環境審議会

平成20年12月15日に第3期環境審議会が発足し、平成22年12月までに3回の審議会が開催

されました。「(仮称)中野区地球温暖化防止条例制定に向けた考え方」について、意見をいただきました。

(4) 第4期環境審議会

平成26年5月16日に第4期環境審議会が発足し、平成28年3月までに8回の審議会が開催されました。区長から「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」諮問を受け、平成27年6月5日に答申を行いました。

その後、同年11月に区から「第3次中野区環境基本計画素案」について報告を受け、平成28年3月に同計画の策定について報告を受けました。

3. 第3次中野区環境基本計画

(1) 計画改定の背景

中野区環境基本計画は、平成20年5月に平成29年度までの10年間を計画期間として策定しました。その後、平成23年3月11日の東日本大震災と原子力発電所事故を機に、国はエネルギー政策の枠組みとこれに伴う地球温暖化対策の見直しを進めました。また、東京電力管内の全原子力発電所の停止によって、当面、二酸化炭素(CO₂)を多く排出する火力発電への依存が高まり、電力のCO₂排出係数が増加しています。

このように、基本計画を平成20年に改定した当初とは大きく変動している状況を踏まえるとともに、上位計画である「新しい中野をつくる10か年計画」の改定時期と重なることから、内容や計画期間等について整合を図りながら、平成28年3月に「第3次中野区環境基本計画」を策定しました。

(2) 基本計画改定の考え方

中野区は都市部に位置し、多くのエネルギーを消費することで区民の生活や業務を維持しています。このことを踏まえ、基本計画は地球温暖化対策を中心とし、重点的に取り組むテーマを定めて、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して取り組むこととします。また、指標や数値目標を定め、進行管理を行うなどの考え方をもって策定しました。

(3) 計画の位置付け

基本計画は、中野区環境基本条例第11条に基づき、環境の保全を総合的に推移するための計画であり、10か年計画に掲げる10年後のまちの姿を実現するための個別計画です。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を含むものとします。

(4) 計画期間

平成28年度を初年度とし、平成37年度までの10年間としています。また、10年後を見据

えて、基本計画本体を改定するまでに何を達成するのかを定めた具体的な取組施策を「アクションプログラム」として定め、その計画期間は5年間（ステップ1を2年間、ステップ2を3年間）としています。

改定については、概ね5年後、または今後区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合としており、アクションプログラムも必要に応じて見直します。

（５）中野区のめざす将来像

「環境負荷の少ない低炭素社会」として中野区のめざす「将来像」及び「10年後に実現するまちの姿」は次のとおりです。

将来像

日常生活の中で低炭素なライフスタイルが浸透し、次世代に引き継がれています。

環境に配慮した都市施設等の基盤が整い、低炭素なまちが築かれています。

温暖化に伴う気候変動の影響に適応したまちとなっています。

ごみの発生抑制、資源化の取組が徹底されることにより、「ごみゼロ都市・なかの」が実現しています。

都市の暮らしの中で、みどりを育て、うるおいとやすらぎを感じられるまちとなっています。

10年後に実現するまちの姿

地球環境にやさしいライフスタイルが、あらゆる世代の日常生活の中に幅広く根づいています。

エネルギーの面的管理、建築物の低炭素化、再生可能エネルギーの利用等により、低炭素なまちづくりが進んでいます。

温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対して、適応が進んでいます。

区民、事業者、区、それぞれが役割を果たすことにより、ごみ発生抑制、資源化の取組が進み、環境負荷が低減するとともに、ごみの大幅な減量が実現しています。

建替えなどに伴う緑化のほか様々な工夫により、暮らしの中に息づくみどりが増えています。

（６）削減目標

区民や事業者の省エネ努力の成果が明確な数値として表れる「エネルギー消費量」を削減目標としています。

中野区内のエネルギー消費量を、平成32年度に10,289TJ(平成24年度実績比574TJ、5.3%削減)、平成37年度に9,209TJ(平成24年度実績比1,654TJ、15.2%削減)にすることを目指します。1TJ(テラジュール)は1兆J(10¹²J)です

（７）4つのプロジェクトと適応策

4つのプロジェクトと適応策

「環境負荷の少ない低炭素社会」として中野区のめざす「将来像」及び「10年後に実

現するまちの姿」を実現するために、4つのプロジェクトと適応策を示しています。

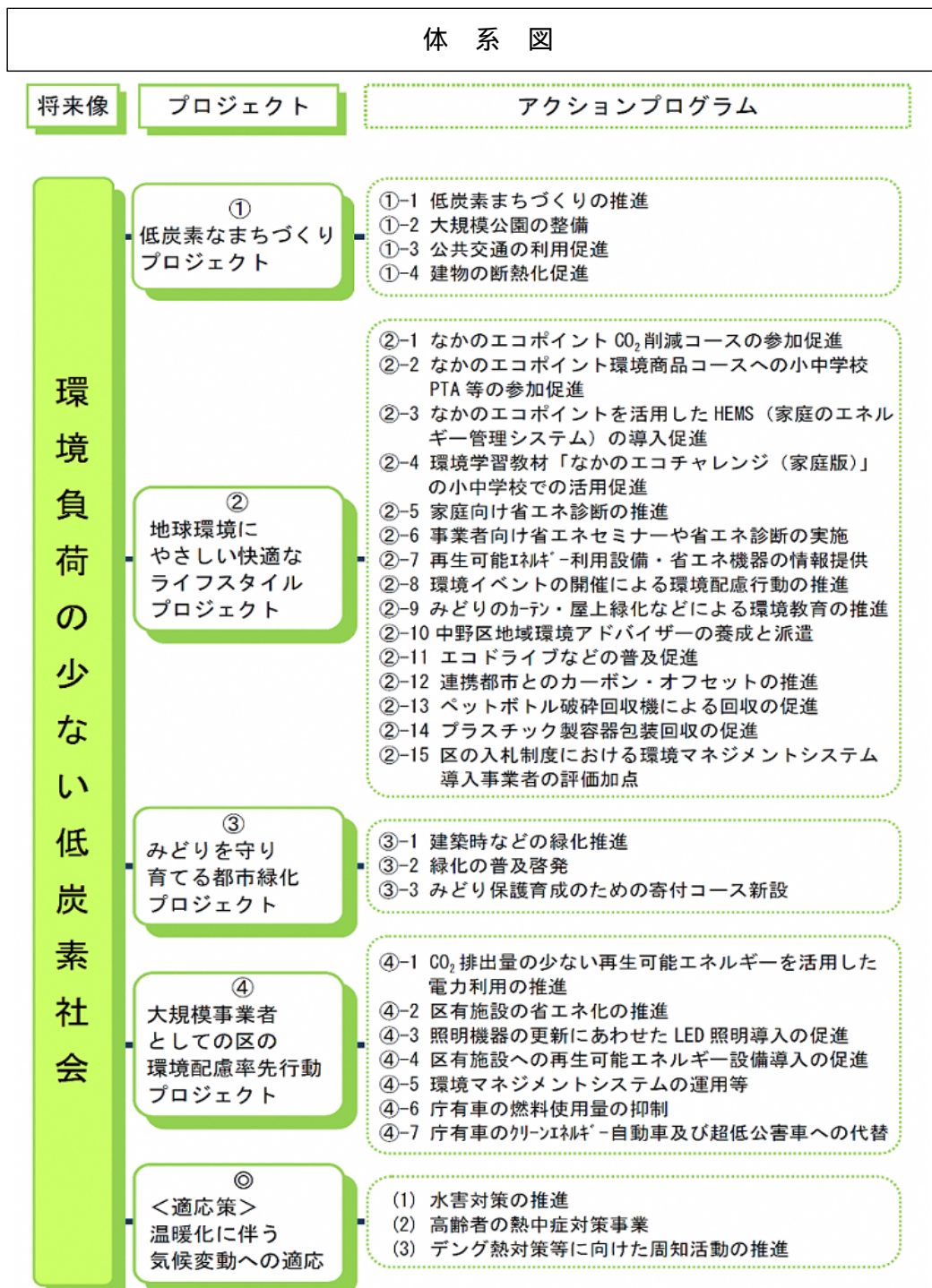
- ・低炭素なまちづくりプロジェクト
- ・地球環境にやさしい快適なライフスタイルプロジェクト
- ・みどりを守り育てる都市緑化プロジェクト
- ・大規模事業者としての区的环境配慮率先行動プロジェクト

<適応策> 温暖化に伴う気候変動への適応

スローガン

4つのプロジェクトの理念を基に、次のとおりスローガンを定めます。

スマートエコシティなかの

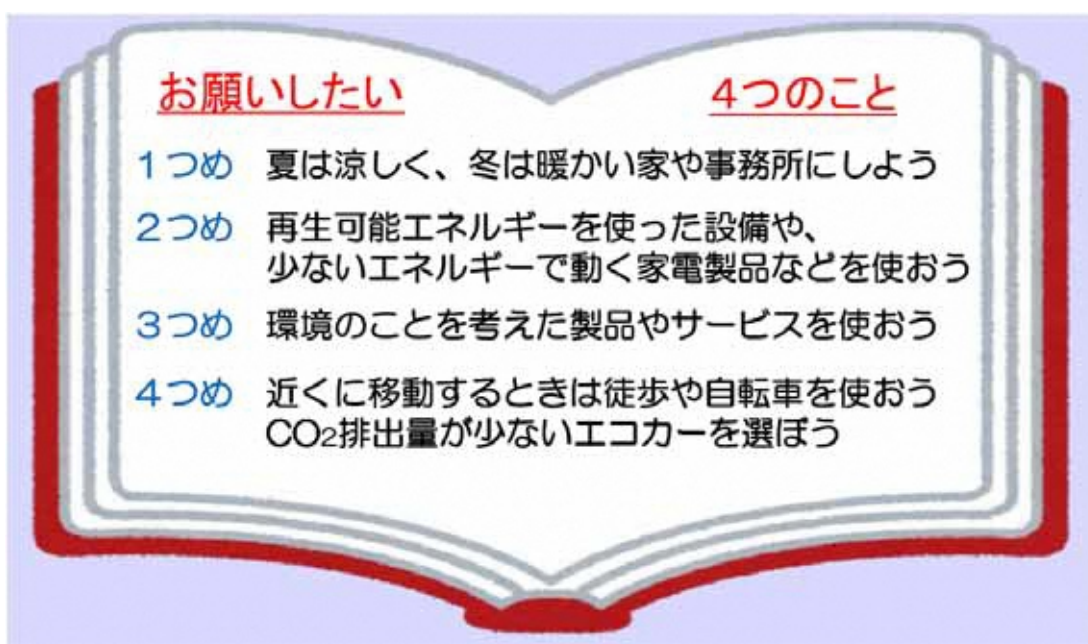


4. 中野区地球温暖化防止条例

中野区地球温暖化防止条例は、平成23年7月に施行しました。区民等、事業者及び中野区の責務を明らかにするとともに、地球温暖化防止対策を推進するための措置を講じ、区内における温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止を図ることを目的としています。また、区民等や事業者に取り組んでいただきたい地球温暖化を防止する4つの対策、環境基金及び中野区地球温暖化防止対策審議会の設置、地球温暖化防止対策を積極的に実施した区民等や事業者の表彰などを定めています。

(1) 地球温暖化を防止する4つの対策

区民等や事業者に取り組んでいただきたい4つの対策は、次のとおりです。



★1つめ★ 「夏は涼しく、冬は暖かい」家や事務所とは？

暑いも寒いも、原因は窓！

夏 73%
冬 58%

資料 東京都 家庭の省エネ
ハンドブックより中野区作成

夏も冬も、窓からたくさんの熱が移動しています

高断熱建築物の認証を行っています！

「なかのエコポイント5,000ポイント
(5,000円相当) がもらえ、
区内共通商品券などと交換できます！
⇒詳しくは、中野区地球温暖化対策担当までご連絡を。」

★ 新築もリフォームも窓に気をつけよう！

- 窓ガラス、サッシ、ドアを断熱性や気密性の高いものにしよう
- 内窓や複層ガラスを取り付けたり、サッシを断熱性能の高いものに交換！>

★ その他に自分でできることは？

- 厚手で長いカーテンをつけよう
- 窓ガラスに断熱フィルムを貼ろう
- 夏は緑のカーテンなどで直射日光を防ごう
- 夏は吸湿性に優れた綿や麻、冬は厚手の靴下やハイネックの洋服などで首・手首・足首を暖めよう

★2つめ★ 再生可能エネルギーを使った設備ってなに？
少ないエネルギーで動く家電製品を使おう

出典：資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの未来」



★「再生可能エネルギー」は、お日さまや風、川を流れる水の力など、自然の力でつくるエネルギーで、資源が枯渇せず、繰り返し使え、発電時や熱利用時にCO₂をほとんど排出しない優れたものです。

★再生可能エネルギーを利用した設備は、太陽光発電、太陽熱利用システムなどの設備があります。

★省エネルギー設備は、エコキュートやエコジョーズ、エコウィル、エネファームなどがあります。

★冷蔵庫など、日常で使う機器は
買い替えて省エネ

10年前の冷蔵庫を買い替えると…



他にもテレビやエアコンなども省エネに！



出典：東京都 家庭の省エネハンドブック

★製品カタログでも省エネ機器をチェック

緑のマークが省エネ基準を達成！



「省エネ基準達成率」が大きい方が、より省エネ

<省エネルギーラベル>

★3つめ★ 環境のことを考えた製品とは？



出典：エコマーク事務局/レポートに基づき中野区作成

★商品の一生（資源採取からリサイクル・廃棄までのライフサイクル全体）では、たくさんのエネルギーを使用しています。このエネルギーの削減を考えて作られた製品やサービスに、「環境ラベル」が付いています。

環境ラベルの一例

ノートや鉛筆、のりなどの文具にも付いています



エコマーク

環境のことを考えた製品やサービスで、日本環境協会エコマーク事務局の基準に合格し、認証を受けたもの

<再生紙使用マーク>

<グリーンマーク>



出典：JKA活動推進フォーラム



出典：京都再生促進センター

エコマークを集めると、「なかのエコポイント」がもらえる！
詳しくは中野区ホームページをご覧ください！



★4つめ★ CO₂の排出が少ないエコカーって？

★限りある資源や地球温暖化の原因とされているCO₂の問題を解決するため、ガソリンなどの燃料だけに頼らないことや、効率を上げて燃料を節約することで、CO₂の排出が少なく、地球環境にやさしい車を「エコカー」といいます。

ハイブリッド自動車や電気自動車、
燃料電池自動車などがあります



環境にやさしいエコドライブをこころがけましょう

ふ んわりアクセル
発信するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進を。10%程度も燃費が改善します。

ア イドリングストップ！
待ち合わせなどによる駐停車の時はアイドリングはやめましょう。10分間で130cc程度の燃料を消費します。

い らない荷物は
おろそう
車の燃料は荷物の重さに大きく影響します。100kgの荷物で3%程度も燃費が悪化します。

出典: エコドライブ普及連絡会「環境にやさしいエコドライブ」

5 . 中野区地球温暖化防止対策審議会

中野区地球温暖化防止対策審議会は、区内における地球温暖化防止対策の効果的な実施を図るために、中野区地球温暖化防止条例に基づき設置する区長の附属機関です。委員は20人以内で、地球温暖化防止対策に関して識見を有する者、地球温暖化防止対策を実施する事業者及び地域における地球温暖化防止対策の促進に携わる者によって構成されます。任期は2年です。

(1) 第1期地球温暖化防止対策審議会

平成24年3月に第1期地球温暖化防止対策審議会が発足し、平成26年3月までに、5回の審議会が開催されました。「中野区地球温暖化防止条例で定めている、地球温暖化を防止する4つの対策に係る制度のあり方やしくみについて」及び「今後、区が地球温暖化防止対策として取り組むべき施策や事業について」の2つの事項について審議を行い、平成25年12月13日に、中野区地球温暖化防止条例第15条第3項に基づく意見として、「第1期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告」を区長に提出しました。

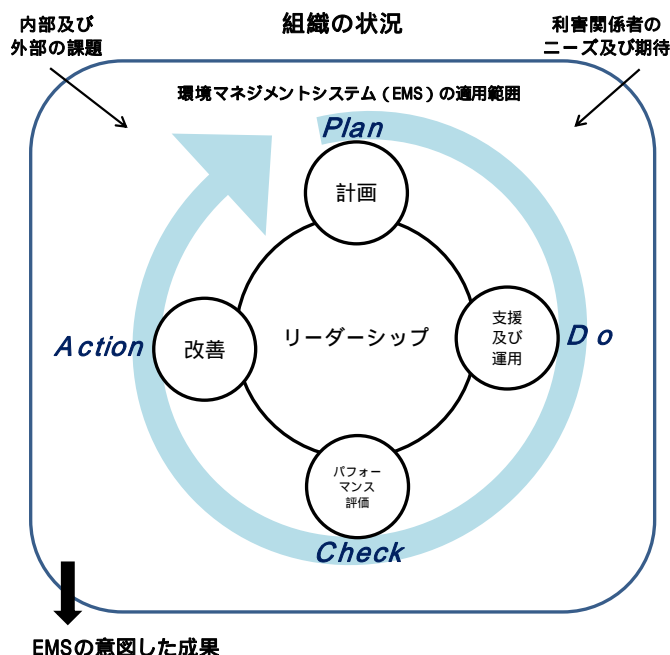
(2) 第2期地球温暖化防止対策審議会

平成28年9月に第2期地球温暖化防止対策審議会が発足し、平成30年7月までに、4回の審議会が開催されました。第3次中野区環境基本計画についての報告を行ったほか、アクションプログラムに基づく施策について審議を行い、平成30年7月26日に、中野区地球温暖化防止条例第15条第3項に基づく意見として、「第2期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告」を区長に提出しました。

6. 環境マネジメントシステムの取組

区は、ISO14001中野区における環境方針のもと、環境目標を達成するため、PDCAサイクルに基づく環境マネジメントシステムを導入しています。

目標と計画を立て、環境保全及び環境負荷低減を図る取組を実施・運用し、それを定期的に点検することで、継続的に見直しを行っています。



(1) 取組概要

区役所本庁舎では、国際標準化機構（ISO）が定めた ISO14001規格の環境マネジメントシステムを運用しています。平成19年3月に外部審査機関の審査を経て、ISO14001を認証取得しました。

本庁舎外施設では、平成23年度から、区営住宅などの居住用施設や事業者貸与施設を除く全ての区有施設において、エコオフィス活動を中心とした区独自の環境マネジメントシステムを運用していました。

その後、平成27年9月に ISO14001新規格（2015版）が発行され、区では、平成29年度から区役所本庁舎、本庁舎外施設ともに ISO14001新規格（2015版）に基づいた環境マネジメントシステムの運用を開始しました。平成30年3月に外部審査機関の審査を経て、本庁舎外施設への認証範囲の拡大及び ISO14001新規格（2015版）への移行が認められました。

(2) 具体的な取組内容

各事務事業の取組

各分野、本庁舎外施設は、それぞれの事務事業が環境に影響を及ぼす原因の調査や、環境への影響の大きさを評価します。その上で、環境保全の促進、環境啓発、環境負荷低減などに関する目標を、それぞれの事務事業の性質に合わせて設定し、実現に向けた実施計画を策定しています。

平成30年度は、各分野、本庁舎外施設合わせて152の環境目標と実施計画を策定しました。取組例としては次のとおりです。

ペーパーレス化による会議の実施

リユース・リサイクルの啓発を行い、廃棄物の排出量を削減

チラシ等の配布先及び部数の事前精査により、余分な部数の印刷を抑制

区報に環境に配慮した行動につながるような内容の巻頭特集やサブ特集を掲載

口座振替加入率を上昇させることによる紙資源の抑制

職員に対する環境マネジメントシステムの運用支援や啓発活動

農園利用者の園芸実習を通し、年間を通して緑化を促し自然環境保護を啓発

全庁共通の取組

各分野、本庁舎外施設が事務事業に合わせた取組を行うほか、全庁的に共通の取組として、下記のエコオフィス活動を行っています。エコオフィス活動は、各分野、本庁舎外施設が共通の目標を掲げ、具体的な取組み計画をそれぞれ作成し取組んでいます。

電気使用量、ガス消費量、水道消費量の削減

コピー・プリンタ使用量の削減

自動車燃料消費量の削減

ごみの分別徹底によるリサイクル率の向上

グリーン購入（環境配慮物品の購入）の徹底

《ISO14001中野区における環境方針》

<基本理念>

中野のまちの生活や事業活動は、今日まで大きく発展すると同時に、地球環境に大きな負荷を与え続けてきました。中野区のように都市部に位置し、人口密度が高く、業務が集積している地域は、多くのエネルギーを消費し、区民生活や業務を維持するため、多くのCO₂を排出しています。

中野区を、持続可能な活力あるまちとして次の世代に受け継ぐためには、環境負荷の低減や環境の質の向上に資する総合的な取組みを推進することが不可欠です。

このような認識のもと、区内の大規模事業者として責務を負うとともに、全ての区民や事業者と関わりを持つ中野区は、環境を管理する仕組みを構築し、継続的に見直し・改善を行いながら、環境パフォーマンスの向上を図っていきます。

<基本方針>

- 1 中野区は、環境基本計画等に基づき、環境施策を着実に実施するとともに、事業活動の全ての面にわたって、環境負荷の低減を図ります。
- 2 中野区は、環境に関する法令等を厳格に守ります。
- 3 中野区は、区役所本庁舎及び庁外施設における省エネルギー、省資源や環境保護の推進、環境に配慮した行動などの実行について、期限と数値指標を示した目標を定め、計画的に取組みを行います。
- 4 中野区は、前記目標の達成状況を評価し、目標、計画及び取組みについて、継続的な改善を行い、環境パフォーマンスの向上を図ります。
- 5 中野区は、上記の着実な実現に向けて、環境マネジメントシステムを区全体の経営サイクルの中に明確に位置付けて、運用を進めます。

平成30年6月15日

中野区長 酒井直人

Ⅱ． 地球温暖化防止への取組

第1章 温暖化防止への取組

1. 地球と都市の温暖化

私たちは経済的・物質的に豊かな生活を享受するため、大量の化石燃料を使用してきました。また、人も物も集中する大都市は、環境に対して大きな負荷を与えています。このように資源やエネルギーを大量に消費してきた結果、地球温暖化が進み、都市部ではヒートアイランド現象が深刻になりつつあります。

これらの問題は、かけがえのない地球環境を守り、持続可能な都市を築き子どもたちに伝えていくために、緊急に対策を進めていかななくてはならない問題です。

(1) 地球温暖化の現状と日本の取組

2007年に出された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第4次評価報告書では、人間の活動に伴う温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定しました。2014年4月に公表された、IPCCの第5次評価報告書の第3作業部会報告書（気候変動の緩和）では、このまま追加的な温室効果ガスの抑制に取り組まないと、2100年における世界の平均気温は、産業革命前の水準と比べ3.7～4.8 上昇するとされています。2 未滿に抑制するには、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を2010年と比べて40～70%削減し、2100年にはゼロまたはマイナスにする必要がある、としています。

2005年2月の京都議定書の発効に伴い、国は「京都議定書目標達成計画」を策定し、温室効果ガスの排出量6%削減（1990年比）の実現を目指し、取組を進めた結果、第一約束期間（2008年から2012年）の平均は、1990年比1.4%の増加となりましたが、京都メカニズムクレジットを加味すると、1990年比8.4%の削減となり、目標を達成しました。

その後、京都議定書締約国のうち、第一約束期間で排出削減義務を負う国の排出量は世界の4分の1に過ぎないことから、国は第二約束期間（2013年から2020年）に参加しないこととしました。

2013年11月のCOP19では、同年3月11日の東日本大震災及び原子力発電所事故を機に、エネルギー政策の見直しを進め、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標として、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減と表明しました。

2014年4月には、新しい「エネルギー基本計画」を、さらに同年11月には「気候変動の影響適応計画」の閣議決定により、今後おおむね10年間における気候変動の影響に適応に関する基本戦略及び政府が実施する暑熱による生活への影響等における施策の基本的方向が示されました。

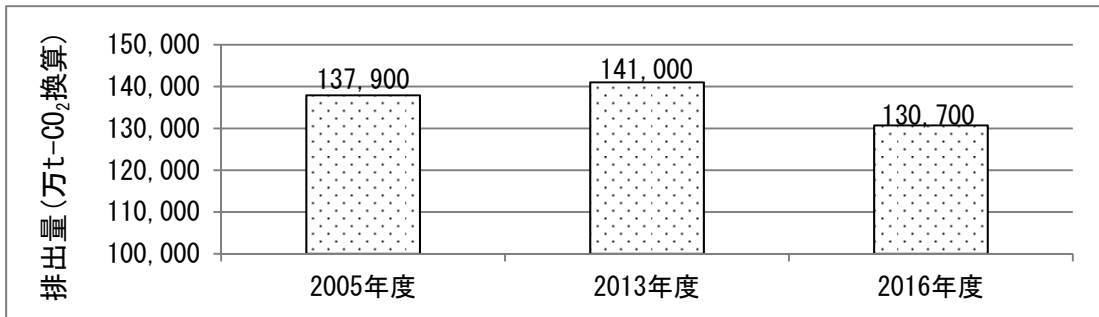
2016年5月には、2015年12月のCOP21で採択された「パリ協定」や、同年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030年度に2013年度比で26.0%（2005年度比で25.4%）削減するという中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成の道筋を付けるとともに、長期的目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけました。

(2) 日本の温室効果ガス排出状況

2016年度の日本の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で13億700万トンとなって

おり、2013年度の総排出量（14億1,000万トン）と比べて7.3%（2億300万トン）減少、2005年度の総排出量（13億7,900万トン）と比べて5.2%（7,200万トン）減少しています。

●日本の温室効果ガス排出量



【出典】環境省「2016年度（平成28年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」より作成

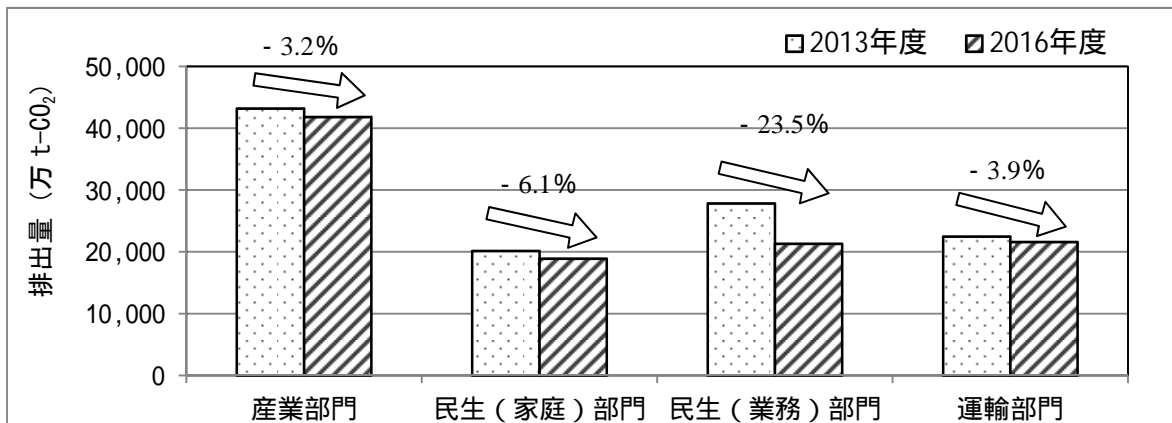
●2016年度日本の部門別二酸化炭素排出量の割合－間接排出量－



【出典】温室効果ガスインベントリオフィス

温室効果ガスの9割を占める二酸化炭素の排出量の割合を部門別に見ると、産業部門が35%、民生（家庭）部門が16%、民生（業務）部門が18%、運輸部門が18%となっています。2013年度と比較すると、産業部門が3.2%、民生（家庭）部門が6.1%、民生（業務）部門が23.5%、運輸部門が3.9%減少しています。

●日本の部門別二酸化炭素排出量の2013年度との比較



【出典】温室効果ガスインベントリオフィス（※出典元データの単位を変更した）

2. 中野区の温暖化対策

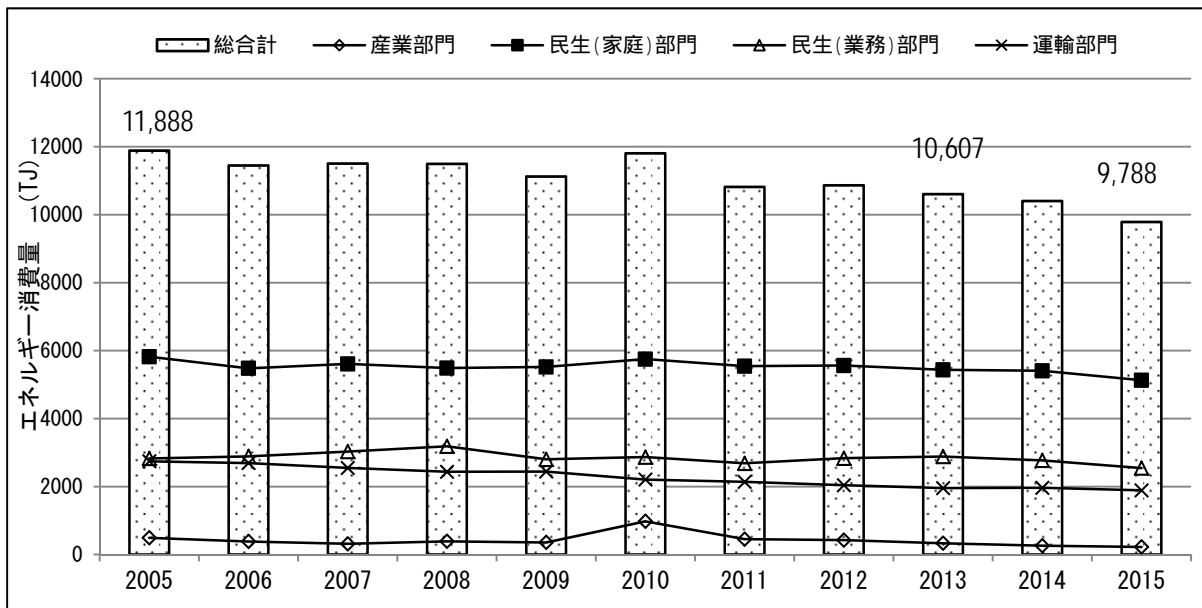
(1) エネルギー消費量

第3次中野区環境基本計画では、削減目標をエネルギー消費量としています。

中野区のエネルギー消費量は、2015年度には9,788TJ(テラジュール)と、2013年度の10,607TJよりも819TJ、2005年度の11,888TJよりも2,100TJ減少しています。

●中野区におけるエネルギー消費量の経年変化

【出典】特別区協議会「2015年度特別区の温室効果ガス排出量」より作成



●部門別のエネルギー消費量構成比

	中野区 2013年度 ¹⁾	中野区 2015年度 ¹⁾	参考 (2015年度)		
			全国 ²⁾	東京都 ³⁾	特別区 ¹⁾
産業部門	3.2%	2.3%	45.3%	9.0%	5.9%
民生(家庭)部門	51.2%	52.4%	13.8%	28.7%	30.7%
民生(業務)部門	27.2%	26.0%	18.2%	38.5%	39.8%
運輸部門	18.4%	19.3%	22.7%	23.7%	23.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

1) 東京都提供資料より作成

2) 経済産業省「平成27年度(2015年度)エネルギー需給実績を取りまとめました(確報)」のデータに基づき作成

3) 東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2015(平成27)年度実績)」のデータに基づき作成

中野区のエネルギー消費量の割合を部門別に見ると、民生（家庭）部門の割合が52.4%と最も高く、次いでオフィスなどの民生（業務）部門の割合が26.0%となっています。二つの部門の消費量が約80%であり、中野区では特に家庭やオフィスなどでエネルギー消費量を削減する取組を進めることが重要です。

区では、なかのエコチャレンジの家庭への普及のほか、事業者向けの省エネセミナーなどの対策を実施しています。

さらに、地球温暖化防止対策を推進するため、平成23年7月に中野区地球温暖化防止条例を制定し、なかのエコポイント制度を実施しています。

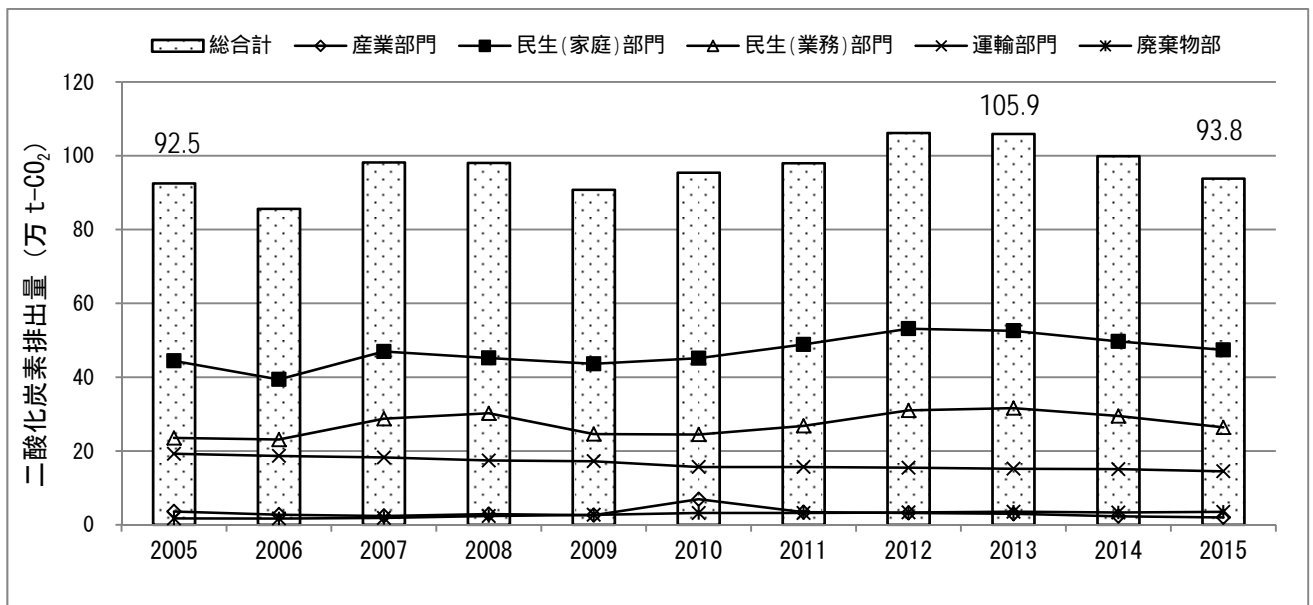
そして、平成26年度からは、森林資源を保有するなかの里・まち連携自治体と連携して、現地の森林整備（平成26年4月から群馬県みなかみ町での植林、平成27年7月から福島県喜多方市での間伐支援）を行うことにより、カーボン・オフセット事業を実施しています。

（２）温室効果ガス排出量

中野区で排出される二酸化炭素量は、2015年度には93.8万トンと、2005年度の92.5万トンよりも1.3万トン増加していますが、2013年度の105.9万トンより12.1万トン減少しています。

●中野区における二酸化炭素排出量の経年変化

【出典】特別区協議会「2015年度特別区の温室効果ガス排出量」より作成



●温室効果ガスの総排出量（2015年度）

（単位：万 t-CO₂換算）

	中野区 ¹⁾	参 考		
		全国 ²⁾	東京都 ³⁾	特別区 ¹⁾
二酸化炭素	93.8	122,600	6,084	4,506.7
メタン	0.1	3,110	56	4.8
一酸化二窒素	0.4	2,100	55	16.9
代替フロン等4 ガス	6.4	4,530	438	324.5
合 計	100.9	132,340	6,633	4,852.8

※出典元データの単位を揃えて表示した

- 1) 特別区協議会「2015年度特別区の温室効果ガス排出量」
- 2) 環境省「2015年度（平成27年度）の温室効果ガスの排出量（確報値）について」
- 3) 東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2015（平成27）年度実績）」

なお、表示している数値は端数を四捨五入しているため、表中の合計が表に掲示されている合計と合致しないことがある。

（3）温暖化対策の主な取組



「なかのエコポイント」ポスター

① なかのエコポイント

区内の CO₂排出量の半分以上を占める家庭部門において CO₂排出量の削減を促進するため、平成23年7月からなかのエコポイント制度を実施し、平成30年度より、「CO₂削減コース」をリニューアルしています。参加登録した家庭が、夏季（7月～9月）と冬季（12月～2月）の計6か月間、電気と都市ガスの削減に取り組み、それぞれの使用量を CO₂排出量に換算して合算し、前年と比較した CO₂削減量に応じてポイントが貯まります。貯まったポイントは、500ポイント単位で区内共通商品券やプリペイドカードとの交換、中野区環境基金への寄付に利用できます。

平成26年5月からは、文房具や日用品など、環境に配慮した商品に付いているエコマークを集めるとポイントがもらえる「環境商品コース」を実施しています。

平成 29 年度の参加登録世帯は、2,200 世帯。1 世帯あたりの平均で見ると、電気使用量削減量は 1,581kWh、都市ガス使用量削減量は 50m³、CO₂削減量は 887kg でした。¹

- 1 取組を開始した前年の使用量が削減効果を測る基準となるため、なかのエコポイント制度を導入した前年を基準年としています。したがって、電気については平成 23 年が導入年のため平成 22 年を基準年とし、ガスについては平成 24 年が導入年のため平成 23 年を基準年とし、それぞれ基準年からの削減量を算出しています。

② なかのエコチャレンジ

私たち一人ひとりが、毎日の生活の中で、少しずつ気をつけることで、温暖化の原因となるCO₂を減らすことができます。環境学習教材「なかのエコチャレンジ」は、家庭や学校で活用できる省エネルギーの取組項目などを紹介した冊子です。平成29年度は、区内の小学校4,023人及び中学校1,017人の児童・生徒が、CO₂削減のチェックシートに取り組み、合計で9,037kgのCO₂量を削減することができました。



環境学習教材
「なかのエコチャレンジ」

③ 地域環境アドバイザー派遣事業

地域における環境保全活動や地球温暖化防止活動を支援するため「中野区地域環境アドバイザー」を学校や町会・自治会などで行う環境講座や学習会などに派遣しています。平成29年度は1回の事業へ2人のアドバイザーを派遣し、16人の参加がありました。



みなかみ町の様子



喜多方市の様子

④ カーボン・オフセット事業（中野の森プロジェクト）

平成26年4月に、なかの里・まち連携自治体である群馬県みなかみ町及び土地所有者と5年間の協定を締結し、牧場跡地に約15haの「中野の森」を設け、26年度には6千本、27年度～29年度には6.2千本（5年間で約3万本）の植林を行いました。この植林により、群馬県から「森林整備によるCO₂吸収量36.4t（5年間で136.5t）」の計画認証を受けました。

平成27年7月には、同じくなかの里・まち連携自治体である福島県喜多方市と5年間の協定を締結し、間伐した森林によるCO₂吸収分のオフセット・クレジット（J-VER）¹を27年度は50t分、28年度及び29年度は60t分購入し、森林整備を支援しています。

こうした活動で得られるCO₂吸収量によって、カーボン・オフセット²を着実に進める「中野の森プロジェクト」に取り組んでいます。

それに伴い、平成26年7月から、区民・事業者等が地球温暖化の防止に貢献していただけのように、環境基金への寄付募集を開始しました。寄付金は、中野区環境基金に積み立て、みなかみ町での植林や喜多方市での間伐など、森林整備及びその支援の費用の一

部として活用しています。

平成 29 年度の寄付コースは次のとおりです。

- A : 「My 記念」コース (植樹証明書を発行)
 - B : 「森林再生応援」コース (森林再生応援メンバー証を発行)
 - C : 「中野の森パートナー」コース (中野の森パートナー証を授与)
 - D : 「中野の森づくり貢献協賛店」コース (プレートを進呈)
- 1 オフセット・クレジット (J-VER) とは
環境省のオフセット・クレジット制度に基づく、金銭的な価値をもつ取引可能な CO₂ 吸収量のことです。
 - 2 カーボン・オフセットとは
区内での日常生活や事業活動に伴い排出し、削減努力をしても減らせない CO₂ を、区外での植林や間伐などによる CO₂ 吸収量で埋め合わせることであります。



「植樹体験バスツアー」の様子

また、カーボン・オフセット事業への区民の関心を高めるために、中野の森プロジェクトを進めている群馬県みなかみ町の中野の森で、植樹体験を含めた日帰りバスツアーを実施しました。平成 29 年度は 10 月 28 日に実施し、19 人が参加しました。

⑤ パネル展示 (6月環境月間、11月～3月冬季の省エネキャンペーン期間)

省エネルギーへの取組を推進するために家庭や事業所等のできる温暖化対策や区の施策などの紹介として、平成 29 年度は 6 月の環境月間と 11 月から 3 月までの冬季の省エネキャンペーン期間に合わせ、6 月と 1 月にそれぞれ 1 週間程度、区役所 1 階ロビーにてパネル展示を行いました。



パネル展示の様子



「夏休み子どもエコ講座」の様子

⑥ 夏休み子どもエコ講座

子どもたちの身近な生活を通して、環境問題をわかりやすく理解する講座を夏休み期間中に行っています。平成 29 年度は、8 月 5 日に「みんなで楽しく新しいエネルギーを体験しよう！」というテーマで実施しました。

⑦ なかのエコフェア

中野区は、「スマートエコシティなかの」の実現をテーマに、区民・事業者がCO2削減への取組を推進できるよう、平成29年度は11月18日に中野区役所正面玄関前広場で「なかのエコフェア2017」を開催しました。再生可能エネルギー利用機器や断熱窓などを実物で体感できるブースが出展されたほか、ステージショーや清掃車のごみ積み込み実演などで「環境にやさしい暮らし」をわかりやすく提案しました。



「なかのエコフェア」の様子

⑧ 中野区高断熱建築物の認証制度

中野区地球温暖化防止条例に基づき、建築物の断熱性を向上するための措置を講じたと認められる当該建築物について、「高断熱建築物」として認証しています。平成29年度は15件の認証を実施しました。

区内に建築された次の建築物が認証の対象となり、認証した場合は認証書を交付し、ご希望の場合はプレートも交付します。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく建設住宅性能評価書の交付を受け、温熱環境・エネルギー消費量のうち、断熱等性能等級4の評価を受けた建築物

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた建築物

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物

エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく省エネ性能確保のための届出をし、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止に関し、建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認された建築物

オ 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）を受けた建築物

カ 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物

キ 建築物省エネ法に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（表示認定）を受けた建築物

ク エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく省エネ措置の届出をし、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止に関し、省エネ法の平成25年基準に適合することを確認された建築物



認証書

⑨ 中野区省エネ研修会

省エネルギーの取組が、中小事業所の経費節減と地球温暖化防止につながることをわかりやすく説明する研修会を開催しています。

平成 29 年度からは、事業者の方がすぐに実践でき、より実効性が高く効果的な省エネ、節電対策のポイントなどを紹介した研修会とショールーム見学会を併せて、6月20日に開催しました。



⑩ CO₂排出量の少ない再生可能エネルギーを活用した電力利用の推進

区有施設（中部すこやか福祉センターなど9施設、小学校23校、中学校10校）において、清掃工場のごみ焼却により発電される環境負荷の少ない電力の使用へ切替を行いました。このことにより、CO₂は年間約2,308tの削減効果がありました。

⑪ 区有施設への再生可能エネルギー設備導入の促進

区有施設の新築にあたり、太陽光発電設備や太陽熱利用設備の導入を図りました。

東中野区民活動センターでは、発電能力が10kwの太陽光発電設備を設置しました。

清掃事務所南中野事業所では、給油ボイラーのガス使用量の削減を目的に、太陽熱を利用して温水を作るための設備を設置しました。これにより、CO₂は年間約7.6tの削減効果が見込まれています。



東中野区民活動センター太陽光発電設備



清掃事務所南中野事業所太陽熱設備

3. 中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の取組

（1）計画の推移

身近な生活の場でごみ問題や温暖化などの地球規模の環境問題を解決するためには、区、区民、事業者のそれぞれが消費や事業活動を環境に配慮したものに変わっていくことが必要です。

中野区は、平成10年3月、「事業者・消費者としての中野区環境行動計画」を策定し、率先して環境への負荷を低減するよう取り組むこととし、平成10年4月から各職場に省エネルギー・リサイクル推進員（エコ推進員）を置き、環境負荷の低減に取り組んできました。平成13年6月には、これまでの取組を点検しさらなる効果的な運用を目指すとともに「地球温暖化対策実行計画」として、温室効果ガスの削減目標を設定する等の計画の改定を行いました。

平成22年度から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」の改正に伴い、区有施設におけるエネルギー使用量等の報告をそれぞれ行っています。

また、平成26年7月に「中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定し、平成27年までの2か年における温室効果ガス削減計画を定め、平成28年4月に本計画を改定しました。平成32年までの5か年で、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を10%削減する取組を行っています。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方自治体の事務及び事業に関し、地球温暖化防止の取組を進めるために策定が義務付けられている計画のことです。

（2）計画の内容

計画では、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量削減を目的とし、空調・給湯・照明等の設備更新ではLED照明機器などの省エネ機器の導入や設備容量の適正化を図るとともに、大規模施設の設備改修においては、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を確実に削減できるESCOスキーム導入を主な取組としています。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に対応するための取組として、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」の年平均1%以上の低減を図る取組も行っています。

「電気需要平準化評価原単位」とは、7月から9月及び12月から3月までの8時から22時までを「電気需要平準化時間帯」の電気使用量として、延床面積等のエネルギー使用量と密接な値で除したものです。

●（参考）「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」への対応
（中長期計画書策定の考え方）

① 削減目標

エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位の年平均1%以上の低減を図る。

② 達成方針

設備の運用（省エネ行動）と保守により最大限削減するよう努力する。

（設備の運用は、エコオフィス活動と一体化して取組むものとし、不足分は設備更新で対応する。）

再生可能エネルギーを活用した電力を供給する新電力からの電力調達を推進する。

（定期報告書） 平成29年分

① エネルギー使用量（原油換算エネルギー使用量）及びCO₂排出量

	合計原油換算（k l）	CO ₂ 排出量（1）（t-CO ₂ ）
区長部局	4,981	7,599
教育委員会部局	3,060	3,487
合計	8,041	11,086

（1）CO₂排出量計算による電気排出係数は、供給を受ける電気事業者ごとの排出係数0.500、0.102、0.026、0.000050（調整前）を使用。

② エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位

	エネルギー消費原単位（2）	電気需要平準化原単位
区長部局	0.02710	0.02994
教育委員会部局	0.01283	0.01420

（2）（エネルギーの使用量 - 販売した副生エネルギーの量 ÷ 生産数量又は建物延床面積その他エネルギー使用量と密接な関係を持つ値）

Ⅲ. 身の回りの環境改善

第1章 緑化の推進

1. みどりの役割

私たちは、物質的に豊かで便利になった反面、開発などによって多くのみどりを失ってきました。みどりの減少は、ヒートアイランド現象をはじめ安全で快適な生活を脅かす様々な問題を引き起こす要因となっています。

みどりは、①蒸散作用による熱環境の緩和や二酸化炭素、有害物質の吸収などにより環境を改善する、②暮らしに潤いや安らぎをもたらし、街並みを美しくする、③生き物の生息、生育場所となり命を育む、④地震や火災の発生時における避難場所、延焼遮断帯、避難路など、様々な役割を果たしています。

私たちは、今一度みどりの果たす役割について考え、今あるみどりを守り育て、さらに増やす取組をしていかなければなりません。

みどり豊かなまちをつくるには、公共施設の緑化と相まって、市街地の大部分を占める民有地の緑化が大事です。区では、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づき、民有地の緑化を推進するため、各種の制度を設けています。

また、みどりを守り、増やすためには、区民の皆さんのご理解とご協力が必要です。区では、「中野区花と緑の祭典」や「みどりの教室」を開催、平成24年度からは「なかのみどりの貢献賞」を実施し、みどりの啓発と普及に努めています。

2. みどりの推進

(1) 緑化計画の提出と認定

一定規模以上の敷地に建物などを建てる場合には、条例による緑化計画制度により、緑化指導を行っています。29年度は204件、緑化計画面積で5,914㎡の指導を行いました。

●地上部の該当要件

緑化計画の対象となる行為		該当する敷地面積
建築確認を必要とする行為	敷地の分割を伴うもの	300㎡以上（分割前の敷地）
	その他の建築物	200㎡以上
自動車駐車場（収容能力20台以上）を設置する行為		300㎡以上

●建築物上の該当要件

敷地面積が200㎡以上で、人の出入りできる管理可能な屋上が100㎡以上あるもの。

●緑化基準面積

区 分	緑化面積等の基準		
地上部	[敷地面積 × (1 - 建ぺい率)] × 0.2		どちらか小さい方の値 (16 m ² 未満の場合は計画不要)
	(敷地面積 - 建築面積) × 0.2		
屋上部	屋上の面積 × 0.2		20 m ² 未満の場合は計画不要
接道部	住宅	敷地の接道延長の総和 × 0.4	基準延長が 2m 未満の場合は計画不要
	学校・保育園	敷地の接道延長の総和 (100m 未満) × 0.5	
	敷地の接道延長の総和 (100m 以上) × 0.7		

(2) 接道部緑化の推進

道路に接したブロック塀や石塀は、地震時に倒壊し事故に繋がるばかりでなく、その瓦礫が道路に散乱し避難や物資輸送の障害になります。これに対して、生け垣・植樹帯は、地震時に倒壊することがなく、道路の安全性を高め、日常は人の目に緑がよく映り、まちに潤いや安らぎを生みます。

区では、接道部緑化を条例に基づく緑化計画制度により指導するとともに、生け垣等の設置助成などにより推進しています。

① 生け垣見本園について

これから生け垣を設置する方の参考になるよう、平和の森公園の芝生広場の南側に生け垣見本園を設置しています。人気のある樹種なども取り入れ、生け垣の美しさを感じていただけるようにしています。(平成30年度～同31年度、平和の森公園再整備工事ともなう閉鎖期間あり)

② 事例紹介

接道部緑化の意義を知っていただくため、ホームページ上で事例紹介を行っています。区内の優れた事例を紹介し、これから接道部緑化を考えている方の参考になるようにしています。

(3) 屋上・壁面緑化の推進

建ぺい率が高く過密化した中野区のようなまちでは、地上にみどりを植えるスペースは限られています。様々な工夫をして、地上にみどりを増やす努力をして行かなければなりません。建物の屋上や壁面も緑化可能な空間と捉え、緑化を推進する必要があります。特にこれらの緑化は、建物の冷暖房費の節約になるなど効果が高いことから、ヒートアイランド対策の一つとして注目されています。

区では平成19年度から、条例に基づく緑化計画制度により、屋上や壁面の建築物上の緑化についても指導を始めました。

●屋上緑化の状況（平成 28 年度調査）

屋上緑化箇所数	緑化面積	区面積に対する割合
921 箇所	28,053 ㎡	0.2%

①壁面緑化の見本園について

区では、平成17年度末に、平和の森公園に隣接する東京都下水道局水再生センター機械棟壁面の一部を借用して壁面緑化の見本を設置しました。

●壁面緑化見本の概要

高さ	約 10m	緑化面積	約 120 ㎡
幅	約 12m	植物の種類	8 種類以上

3. 緑化の助成制度

（1）生け垣・植樹帯設置の助成

生け垣は、目に触れるみどりとして生活に潤いをもたらすだけでなく、避難路の確保や延焼防止効果など防災面でも高い効果があります。

区では、目に触れるみどりを増やし安全で快適な街づくりを進めるために、区民の方が道路に接した敷地の部分に生け垣・植樹帯を設置する場合、一定の条件を満たしたものについて、要した費用の一部を助成する制度を設けています。

●平成29年度生け垣・植樹帯設置助成実績

平成29年度生け垣、植樹帯ともに設置助成実績無し

●助成対象 設置延長2m以上(上限30m) ●助成金額 1mあたり10,000円

（2）樹木・樹林・生け垣の保護と助成

地域にゆかりある緑を保全するために、一定の基準を満たす樹木・樹林・生け垣を保護指定しています。

保護指定樹木等は、維持管理に要する費用の一部を、所有者・管理者の方に対して区が助成しています。また、樹木と樹林については、強風による枝折れなどで第三者に被害を与えた場合に備え、区で損害賠償保険に加入しています。

●保護樹木・樹林・生け垣の指定状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

*（）内は 29 年度の助成実績

樹木	樹林	生け垣
301 本 (188 本)	82,120 ㎡ (60,526 ㎡) 30 箇所(23 箇所)	2,131m (1,573m) 79 箇所(56 箇所)

●助成対象（平成30年4月1日現在助成金額）

	対象条件	助成金額
樹木	地上1.5mの高さの幹回りが1.2m以上	1本あたり 10,000円
樹林	面積300㎡以上	30,000円～80,000円
生け垣	道路に面し、高さ1m以上、延長10m以上	1mあたり 1,000円

4. 緑化の啓発

（1）中野区花と緑の祭典

「中野区花と緑の祭典」は、区民や団体から参加いただいた実行委員が企画・運営し、区と共催する催しです。春と秋の年2回開催しています。みどりに関する様々な催し、体験・学習を通じ、みどりへの理解を深めます。祭典は、昭和59年から続いて開催されています。

●平成29年度実績

	開催日	来場者数	開催場所
2017春	5月20日(土)・21日(日)	10,023人	中野四季の森公園
2017秋	10月14日(土)・15日(日)	4,764人	中野四季の森公園
計		14,787人	

（2）みどりの教室

「みどりの教室」は、みどりに関する知識や技術、自然への理解を深めていただくための教室です。現在は、鉢植えの技術などを学ぶ室内での園芸教室を主に開催しています。

●平成29年度実績

開催日	テーマ	参加者数
平成30年3月10日(日)	セダム（多肉植物）の寄せ植え	49人

（3）なかのみどりの貢献賞

平成20年度～23年度まで行っていた「花と緑のコンクール」を拡充し、平成24年度からは中野区の地球温暖化防止対策と緑化の啓発を目的として、中野区の緑化推進や保全に関し貢献されている個人・団体・事業所を、下記の活動ごとに部門を設け表彰しています。

① 緑の保護育成活動部門

自宅の庭や建物の周囲などの身近な場所で樹木や草花を守り育て、潤いのあるみどり豊かな環境を実現する活動（積極的な庭づくり、接道部などの景観上優れた緑化など）

② 子ども緑化活動部門

学校や地域において子どもたちと一緒に緑化に取り組むことで、みどりを大切にする心を育てていく活動（学校や保育園での花壇作りなど）

③ 地域緑化活動部門

地域住民がみどりに親しめるよう公園の花壇など公共のみどりを守り育てることで潤いのあるみどり豊かな地域環境を実現する活動（自主管理花壇での活動など）

④ 緑化貢献企業等部門

緑化基準を大きく上回る景観・環境に配慮した緑化計画の策定・施工と、良好な維持管理活動

⑤ 緑化活動サポート部門

上記①～③の取組みを支援する活動（企業等が地元や活動団体などに行うみどりの技術支援や資金援助など）

●平成29年度応募実績

部門	応募件数	受賞件数
緑の保護育成部門	2件	2件
子ども緑化活動部門	0件	0件
地域緑化活動部門	1件	1件
緑化貢献企業等部門	1件※	1件
緑化活動サポート部門	1件	1件
計	5件	5件

※緑化貢献企業等部門は区の推薦による

●平成29年度受賞例

[緑化活動サポート部門]



[緑化貢献企業等部門]



(4) 園芸緑化相談

区民の方の緑に関する意識を高めることを目的に、区役所1階区民ホールにおいて、年に6回、中野区造園緑化業協会会員の協力による園芸緑化相談を行っています。樹木や草花の手入れ方法や病虫害の駆除などの区民の相談に応じています。また、「中野区花と緑の祭典」の際にも園芸緑化相談を行っています。

(5) 環境基金（身近な緑を守り育てるコース）

区は「花と緑の祭典」などで苗木を配布し、区民の方に育てていただくことで緑化を進めています。

平成28年度より、環境基金に「身近な緑を守り育てる」コースを追加しました。集められた寄付金は環境基金に積み立て、苗木配布にかかる費用の一部に活用しています。

第2章 環境公害対策

1. 概説

(1) 公害とは

日本の環境法令の基礎をなす環境基本法では、「公害」を「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。（中略）以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。」と規定しており、国や地方公共団体はこの定義に基づくか、もしくは同様の規定を設けて、公害対策に関する施策を行っています*。

※ 例外としては、環境省がガイドラインを設けた光害（ひかりがい）などがあります。

●公害を引き起こすもの（環境基本法の規定による）

（いずれも、事業活動その他の人の活動によって、相当範囲にわたって発生するものに限る）

1. 大気汚染
2. 水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）
3. 土壌汚染
4. 騒音
5. 振動
6. 地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）
7. 悪臭

(2) 中野区の取組

公害防止のために、様々な法令による規制や届出制度が設けられていますが、中野区はそれらの規制等の業務の一部を所管しており、公害発生の恐れのある事業所や建設工事に関して、認可や届出の受理、および立入検査などを実施しています。

また、区民に身近な自治体として、公害苦情相談の受付窓口としての役割を担っており、年間300件以上の苦情・相談を受付けています。

さらに、区内主要道路における自動車交通に伴う騒音・振動の調査や、神田川と妙正寺川の水質についての調査も実施しています。

なお平成23年度以降、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（略称：建設リサイクル法）の規制監視等の業務も、公害対策業務と密接に連携させながら取り組んでいるところです。

また、区内に散見される「ごみ屋敷」等に関して、平成28年度に対策の制度構築に向けた検討を行い、平成29年6月21日、「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」を制定し同日から施行しました（過料に関する規定のみ同年9月1日から施行）。この条例に基づき「ごみ屋敷」等の対策についても取り組んでいきます。

2. 工場・指定作業場等の公害防止対策

(1) 対策の概要

一定規模以上の動力を用いたり、化学物質を取り扱ったりする工場は、各種の公害を発生させる恐れがあります。また、工場以外の事業場であっても、適切な対策を取らない場合、公害発生の恐れが生じるものがあります。そうした事業場からの公害を未然に防止することが、公害対策の重要な部分を占めることはいまでもありません。そこで、工場など公害予防が特に必要とされる事業場については、設置工事等の着工の一定期間前に認可申請や届出が義務付けられており、また各種の規制基準等が設けられています。

① 工場

環境確保条例では、使用する動力の規模や製造・加工する物品により、区への登録が必要な「工場」を規定しています。こうした工場を設置したり変更したりする場合は、区に認可申請を行うことが義務付けられており、公害の発生を十分防止できる設備、構造、建物等を持っていないければ、工事の着手ができない規定になっています。

② 指定作業場

環境確保条例では、「工場」に該当しなくとも、事業内容が公害の発生源となる恐れのある事業場を「指定作業場」と呼び、設置する場合、事前に区への届出を義務付けています。

③ 騒音規制法・振動規制法の「特定施設」

騒音や振動を発生させる機械の中で、金属や木材の加工機械、印刷機械、送風機、空気圧縮機（コンプレッサー）などは、特に著しい騒音や振動を発生するおそれがあります。これらについては、「騒音規制法」と「振動規制法」により、それぞれ「特定施設」と規定され、中野区内に設置する場合は、あらかじめ区に設置の届け出をすることが義務付けられています。

なお、特定施設が設置された事業場は「特定工場等」と呼ばれます。

●工場、指定作業場、特定工場等設置数の推移（当該年度末現在）

項目	平成29年度	平成28年度	平成27年度
工場	325	330	374
指定作業場	628	638	660
特定工場等(振動規制法)	158	161	160
特定工場等(振動規制法)	42	40	42

(2) 工場等に関する各種申請・届出

工場・指定作業場等からの公害防止のため、その設置者には各種の申請や届出などが義務付けられています。それらの過去3年間における件数は次の表のとおりです。

● 工場に係る申請・届出件数

項 目		平成29年度	平成28年度	平成27年度
認 可 申 請	設 置	2	0	2
	変 更	1	0	0
認 可 申 請 取 下 げ		0	0	0
工 事 完 成 届	設 置	1	2	0
	変 更	1	0	0
廃 止 届		10	21	33
承 継 届		2	1	6
氏名変更届		5	9	4
公害防止管理者選任届		0	1	0
土 壌 汚 染 状 況 調 査 報 告 書		2	1	1
適正管理化学物質使用量等報告		0	0	1
適正管理化学物質管理方法書		0	0	0

● 指定作業場に係る届出件数

項 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度
設 置 届	11	3	6
変 更 届	3	1	5
廃 止 届	13	15	14
承 継 届	3	4	16
氏名変更届	15	5	17
土 壌 汚 染 状 況 調 査 報 告 書	3	0	2
適正管理化学物質使用量報告	12	13	13
適正管理化学物質管理方法書	0	1	1

● 騒音規制法および振動規制法の特定施設に係る届出件数

項 目		平成29年度	平成28年度	平成27年度
騒音規制法 特定施設	設 置 届	3	1	3
	廃 止 届	1	1	0
	氏名変更届	10	10	13
振動規制法 特定施設	設 置 届	0	0	1
	廃 止 届	0	1	1
	氏名変更届	2	1	1

(3) 土壌汚染対策

環境確保条例では、指定された有害物質を取り扱っている、あるいは取り扱ったことがある工場や指定作業場の設置者に対し、それらの廃止や主要な部分を除却する場合、その30日前までに土壌汚染状況調査報告書を区に提出するよう義務付けています。

汚染土壌処理基準値を超える汚染土壌があった場合、工場・指定作業場設置者は汚染拡散防止計画書の提出を行い、また汚染拡散防止措置をとった場合は、その完了届を区に提出します。

●工場・指定作業場に係る土壌汚染対策諸届の受理件数

種 別	平成29年度	平成28年度	平成27年度
土 壌 汚 染 調 査 報 告 書	5	1	2
汚 染 拡 散 防 止 計 画 書	0	0	1
汚 染 拡 散 防 止 措 置 完 了 届	1	0	3

(4) 環境負荷軽減要請等のための文書発送

中野区では、区内にある工場や指定作業場の設置者等に対して、年1回、事業活動による環境負荷の軽減の要請や、各種規制等の啓発を行う文書を発送しています。また、この文書発送は、無届で廃止された工場所等を、文書の返戻により把握することも兼ねています。

●工場等環境負荷軽減要請等文書発送数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
発 送 数	868	910	934

3. 建設工事の公害防止対策

(1) 騒音・振動対策

建設工事において実施される作業のうち、特に著しい騒音や振動を発生させる機械を使用する作業について、「騒音規制法」や「振動規制法」では「特定建設作業」と規定し、各種の規制基準を設け、作業実施の届出などを義務付けています。

区では、建設作業の実施者に対し、近隣住民に対する工事説明や、防音・防振などの指導を行っています。

●特定建設作業実施届受理件数

項 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度
特定建設作業実施届(騒音)受理	238	235	216
特定建設作業実施届(振動)受理	157	166	141
特定建設作業実施届 合計	395	401	357

なお、東京都の環境確保条例においても、動力を用いた建築物の解体作業などを『指定建設作業』と規定し、日曜・祝日等の工事禁止をはじめ、作業禁止時間帯や騒音・振動の規制基準を設けていますが、届出の義務はありません。

(2) アスベスト（石綿）飛散防止対策

① アスベストとは

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。耐熱性、防音性、絶縁性、耐食性等の諸特性に優れているため、建築資材をはじめとする広い範囲に使用されてきました。しかし、目に見えないほど細く、軽いため、大気中に飛散しやすく、吸入した場合には、肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺などの重大な健康被害を生ずる恐れがあります。

アスベストを含有する建築資材は、飛散性アスベスト建材と、非飛散性アスベスト建材に分けられ、建築物解体時の対策の方法などに違いがあります。

② アスベスト飛散防止対策について

吹付けアスベストやアスベストを含有する断熱材などの、飛散性アスベスト建材が使用された建築物や工作物の解体や改修工事を行う発注者等は、大気汚染防止法の規定により「特定粉じん排出等作業実施届」を提出することや、事前調査の結果及び作業内容周知の掲示板を設置することなどが義務付けられています。

特定粉じん排出等作業実施届の受理に関する事務は、中野区内においては、東京都の事務処理特例条例により都に代わり中野区が行っていますが、区ではさらに、「中野区建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止等に関する要綱」を設け、事前の立入検査の実施や、作業完了後に大気測定結果などの提出を求めるなどして、適正な作業の実施を指導しています。

また区は、大気汚染防止法による規制を受けない非飛散性アスベスト建材の除去作業等について、東京都環境局の『アスベスト成型板対策マニュアル』（平成19年3月発行、平成27年1月改定）に基づく工事をすよう、解体業者等に指導をしています。

●アスベスト除去作業に係る「特定粉じん排出等作業実施届」受理件数

項 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度
特定粉じん排出等作業実施届受理	20	19	12

(3) 建設資材の再資源化に係る規制監視

建設リサイクル法（正式名称「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」）は、特定建設資材^{※1}について、分別解体と再資源化を促進することなどにより、資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正処理を図るための制度です。中野区内で特定建設資材が使用された建築物等に関する一定規模以上の各種工事^{※2}を発注する者または自主施工者は、この法律等の規定により中野区に届出または通知をすることが義務付けられています。

建設リサイクル法における届出等の受理や現場立入検査などの業務は、通常、建築基準法の所管部署が担当しますが、中野区では環境公害担当部署が所管し、公害対策と密接に連携することにより、業務の効率化・対応の迅速化を図っています。

※1 特定建設資材には、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、

③木材、④アスファルト・コンクリート、の4種類の建設資材が該当します。

※2 建築物の床面積の合計が1万㎡を超える建築物の敷地内で施工する解体工事など、例外的に東京都が所管する場合があります。

●建設リサイクル法の届出および通知の受理件数

項 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度
建設リサイクル法第10条の届出 (発注者等が民間のもの)	759	910	892
建設リサイクル法第11条の通知 (発注者等が国の機関や地方公共団体のもの)	109	99	97
合 計	868	1,009	989

4. 地盤沈下対策

かつての東京では大量の地下水の揚水が行われ、各所で大規模な地盤沈下が発生しました。昭和30年代から、地下水の揚水に関する各種の規制が設けられたため、現在、地盤沈下は沈静化していますが、地盤沈下の再発を防ぐために中野区は、東京都の環境確保条例に基づき、地下水揚水に関する各種規制業務を行っています。

(1) 地下水揚水施設の構造基準および揚水量の制限

原則として動力を使用して地下水をくみ上げる場合、そのくみ上げをおこなう施設（地下水揚水施設）には、下記の表のような、構造基準と揚水量の制限が適用されます（手動でくみ上げる井戸、及び戸建て住宅の家事用の井戸で、出力300ワット以下のポンプで地下水をくみ上げる場合は、適用されません）。

●地下水揚水施設の構造基準および揚水量の制限

	吐出口の断面積 ¹	
	6cm ² 以下	6 cm ² 超 21 cm ² 以下 ²
揚水機出力	2.2kw 以下	制限なし
ストレーナー位置 ³	制限なし	500m以深
揚水量の上限	平均 1日あたり10m ³ 以下 最大1日あたり20m ³ 以下	制限なし

※1 「吐出口の断面積」とは、揚水ポンプ（揚水機）の吐き出し口の内径の断面積を指します。なお、同一敷地内に複数の規制対象の井戸がある場合、断面積は合算して規制されます。

※2 吐出口の断面積が21 cm²を超える井戸は、設置できません。

※3 「ストレーナー」とは、地下水を取水するための穴の開いた管のことで、その位置が地下水を取水する深さを示します。

(2) 地下水揚水施設の設置届および変更届

中野区内で揚水施設を設置する場合や、その設備等の変更をおこなう場合は、中野区への届出が義務付けられています(手で揚水する井戸、及び戸建て住宅の家事用の井戸で、出力300ワット以下のポンプで地下水をくみ上げる場合は、届出等は不要です)。

●地下水揚水施設数

項 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度
地下水揚水施設を有する事業場等の数	37	38	39
新 設 数	3	0	1
廃 止 数	4	1	2

5. 公害に関する苦情・相談受付業務

公害紛争処理法では、「地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。」と規定しており、中野区においても、様々な公害に関する苦情や相談を受け付け、問題の解決に当たっています。

(1) 苦情

さまざまな公害のうち、法令等の規定により中野区に規制権限が有るものについて苦情申立てが有った場合、その解決のための実態調査や原因者への指導等を行っています。

●苦情受付状況の推移(発生源別)

	公害の発生源別件数					合計
	工場等 事業所	建設作業	一般家庭	不明	その他	
29年度	6	41	2	0	4	53
28年度	11	43	2	0	1	57
27年度	21	48	3	0	3	75

(2) 相談

中野区では公害や公害に類似の事項に関する相談、問合せ、情報提供などを「相談」として集計しています。

●相談件数の推移

年度	工場・指定 作業場	建 設		低 周 波 音	「ごみ屋 敷」等	空 家 管 理	国・都 からの 連絡等	その他 (廃品回収 車騒音を 除く)	小計	廃品 回収車 騒音	総計
		アスベスト	アスベスト 以外								
29年度	13	10	63	4	31	4	2	122	249	6	255
28年度	18	9	94	2	2	6	1	121	253	29	282
27年度	33	10	55	2	3	8	3	120	234	29	263

6. 「ごみ屋敷」等の対策

区内において、私有地等における物品の蓄積（いわゆる「ごみ屋敷」）等によってその周辺の生活環境に支障が及んでいる状態が散見されています。このため、平成29年6月21日、「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」を制定し同日から施行しました（過料に関する規定のみ同年9月1日から施行）。この条例は、これまで区の規制が及ばなかった私有地などの場所における、物品の蓄積若しくは放置、立木等の植栽の繁茂、建築物以外の工作物の放置、動物への衛生的に問題のある給餌対等を対象としており、この条例に基づき「ごみ屋敷」等の対策を進めています。

※この条例の詳細や条例の全文については、区ホームページでご覧になれます。

● 「ごみ屋敷」等関係相談受付状況（発生源の種類別※）

年度	物品の蓄積等	あき地の不法 投棄放置	植栽の繁茂	工作物 の放置	動物への給餌 (衛生的問題)	合計
29年度	15	5	10	0	1	31

※相談の対象場所が、1か所で複数の発生源種別に該当する場合、主たるもののみ計数しています。

7. 光化学スモッグ対策

(1) 光化学スモッグについて

① 光化学スモッグの原因物質と発生時期

自動車や工場・ビルなどから排出された窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、揮発性有機化合物（VOC）などの大気中の汚染物質は、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし、二次汚染物質を生成します。そのうち、二酸化窒素を除いたオゾン（O₃）などの酸化性物質を光化学オキシダント（O_x）と呼びます。光化学オキシダントが気象条件によって低空にたまり、白くもやのかかったような状態が光化学スモッグで、4月から10月にかけての気温が高く風が弱い日に発生します。

② 光化学スモッグによる人体影響

光化学スモッグによる影響としては、目やのどへの刺激があり、さらには、吐き気、頭痛などの症状が出る場合があります。

このようなときは、洗眼やうがいをして、しばらく安静にする必要があります。

(2) 光化学スモッグ発生時の対応

① 光化学スモッグ注意報等の発令

東京都は都内を8つの発令地域※に分け、各地域内に設けられた基準測定点（大気汚染測定局）における測定値や気象条件などから、光化学オキシダントによる大気汚染が人の健康に影響を及ぼすおそれが生じると、「光化学スモッグ注意報」などの発令をおこなっています。

※8つの発令地域・・・「区東部」「区北部」「区西部」「区南部」
「多摩北部」「多摩中部」「多摩西部」「多摩南部」

中野区は、新宿区・文京区・杉並区・板橋区・練馬区・北区・豊島区とともに「区西部」地域に含まれています。また、中野区内の基準測定点は、東京都が若宮3丁目に設けている「中野区若宮測定局」です。

●緊急時の発令基準（「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」による）

発令区分	発令の基準（光化学オキシダントの大気中における含有率）
光化学スモッグ学校情報	0.10ppm以上 (気象条件からみて、その状態が継続又は悪化すると認められる時)
光化学スモッグ注意報	0.12ppm以上 (気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時)
光化学スモッグ警報	0.24ppm以上 (気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時)

② 中野区の連絡体制と区民への周知方法

光化学スモッグ注意報発令等の連絡は、東京都環境局大気汚染コントロールセンターから、中野区生活環境分野にファクシミリで送られてきます。光化学スモッグ注意報等が発令された場合、ファクシミリ・庁内LAN・電話等で関係機関へ連絡し、防災行政無線スピーカーやツイッターなどを利用して区民に周知しています。

また、区民活動センター等では垂れ幕を掲示し、区立小中学校では屋上に吹き流しを掲揚します。

③ 緊急時の措置

光化学スモッグ注意報等が発令された場合、次の事項を呼びかけています。

- 屋外になるべく出ないようにする。
- 屋外運動（特に子供の運動や激しい運動）は差し控える。
- 自動車の使用はなるべく控える。

④ 光化学スモッグ注意報発令日数

下記の表のとおりです。

●光化学スモッグ注意報地域別発令日数及び被害届出数の推移

年度	光化学スモッグ注意報発令日数（単位：日）								都内で発令のあつた日数（単位：日）	被害届出数（単位：人）	
	区東部	区西部（中野区含む）	区北部	区南部	多摩北部	多摩中部	多摩西部	多摩南部		中野区	東京都全体
29	3	5	5	3	2	1	1	0	6	0	0
28	2	2	1	1	3	3	0	2	5	0	0
27	11	2	3	7	11	8	4	4	14	0	0

【中野区内の大気汚染の状況】

東京都環境局は、大気汚染防止法の規定により、大気汚染の現状を把握し環境基準に適合しているかどうかを調査するため、都内各所で大気汚染物質の測定を実施しており、中野区内においても2か所で測定を行っています。

(1) 測定地点および測定方法

東京都は大気汚染の環境基準の達成状況を把握するために、年間を通じ1時間単位で測定を行う必要があるため、専用の測定場所に自動測定機を設置して測定を行っています。

●測定地点および測定物質一覧

設置者	名称	種別	住所	測定物質
東京都	中野区若宮測定局	一般環境大気測定局	中野区若宮3-46-8	窒素酸化物 二酸化いおう 浮遊粒子状物質 (SPM) 光化学オキシダント 微小粒子状物質 (PM2.5)
	山手通り東中野測定局	自動車排出ガス測定局	中野区中央2-18-21	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (SPM) 一酸化炭素 微小粒子状物質 (PM2.5)

(2) 環境基準の適合状況

東京都環境局による平成29年度の測定結果は以下のとおりです。

※東京都環境局発表（平成30年8月13日付）「2017(平成29)年度 大気汚染状況の測定結果について」を参照しました。

●大気汚染調査における各測定項目の環境基準適合状況

※○→適合 ×→不適合

測定年度	平成29年度				平成28年度				平成27年度			
	NO ₂	SPM	O _x	PM2.5	NO ₂	SPM	O _x	PM2.5	NO ₂	SPM	O _x	PM2.5
都 中野区若宮測定局	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○
都 山手通り東中野測定局	○	○	/	○	○	○	/	○	○	○	/	○

(3) 大気汚染物質ごとの年度別状況

●二酸化窒素 (NO₂) 年平均値

(単位 : ppm)

測定場所	測定年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
	都 中野区若宮測定局 (一般大気環境測定局)		0.014	0.014
都 一般大気環境測定局 区部平均		0.018	0.018	0.019
都 山手通り東中野測定局 (自動車排出ガス測定局)		0.018	0.018	0.018
都 自動車排出ガス測定局 区部平均		0.025	0.025	0.027

●浮遊粒子状物質（SPM）年平均値

（単位：mg/m³）

測定年度 測定場所	平成29年度	平成28年度	平成27年度
都 中野区若宮測定局（一般大気環境測定局）	0.017	0.018	0.020
都 一般大気環境測定局 区部平均	0.018	0.017	0.020
都 山手通り東中野測定局（自動車排出ガス測定局）	0.018	0.019	0.021
都 自動車排出ガス測定局 区部平均	0.019	0.019	0.021

●光化学オキシダント（Ox）昼間（5時～20時）年平均値

（単位：ppm）

測定年度 測定場所	平成29年度	平成28年度	平成27年度
都 中野区若宮測定局（一般大気環境測定局）	0.033	0.032	0.032
都 一般大気環境測定局 区部平均	0.031	0.029	0.030

●微小粒子状物質（PM2.5）年平均値

（単位：μg/m³）

測定年度 測定場所	平成29年度	平成28年度	平成27年度
都 中野区若宮測定局（一般大気環境測定局）	12.5	12.3	13.1
都 一般大気環境測定局 区部平均	13.4	13.3	14.3
都 山手通り東中野測定局（自動車排出ガス測定局）	12.4	12.1	12.9
都 自動車排出ガス測定局 区部平均	14.1	14.1	15.4

8. 環境調査業務

中野区は環境に関する調査として、区内主要道路における自動車交通による騒音と振動に関する調査と、神田川と妙正寺川における河川水質調査を実施しています。

(1) 自動車交通の騒音と振動に関する調査

中野区では、区内の主要な道路について、騒音規制法や振動規制法の規定に基づき、自動車交通による騒音と振動の調査を実施しています（関連情報として交通量調査も実施）。

① 「環境基準」と「要請限度」

ア. 環境基準

「環境基準」とは、環境基本法第16条第1項により「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されています。

自動車の交通騒音に関しては、「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」がありますが、幹線交通を担う道路※（いわゆる「幹線道路」）に面した地域（「幹線道路近接空間」）の騒音については、特例による基準値があります。

なお、振動に関する環境基準はありません。

※「幹線交通を担う道路」には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の区市町村道等が該当します。

イ. 要請限度

騒音規制法と振動規制法により規定されている「要請限度」は、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動がそれを超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると区市町村長が認めるときに、関係機関などに対し要請等をおこなうことができる限度として定められているものです。

要請等の具体的な内容は次のとおりです。

◎騒音（騒音規制法第17条第1項及び第3項）

- 東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請する
- 道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる

◎振動（振動規制法第16条第1項）

- 東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請する
- 道路管理者に対し交通振動防止のための措置をとることを要請する

② 平成29年度の調査結果

ア 調査対象道路及び調査期間

下の表のとおりです。

● 平成29年度 調査対象道路および調査期間

対象道路名	測定地点	調査期間	調査内容 (実施した道路に○)	
			要請限度の 超過状況調査	自動車騒音の 状況の常時監視
環七通り	大和町1-12	平成29年12月7日～8日	○	
大久保通り	中野2-17	平成29年11月28日～29日	○	○
青梅街道	本町4-18	平成29年11月28日～29日	○	○
早稲田通り	中野5-4	平成29年12月6日～7日	○	
目白通り	江原松3-5	平成29年12月5日～6日	○	
山手通り	中央3-17	平成29年12月6日～7日	○	
本郷通り	弥生町2-41	平成29年12月5日～6日	○	

③ 調査結果（その1） 区内主要道路の騒音・振動等の要請限度超過状況

ア. 騒音

●騒音に係る要請限度等超過状況表 超過無し × 超過有り

道路名	環境基準値超過		要請限度超過	
	昼間	夜間	昼間	夜間
目白通り、山手通り	○	○	○	○
環七通り、大久保通り、早稲田通り	○	×	○	○
本郷通り	×	×	○	○
青梅街道	×	×	○	×

イ. 振動

●振動に係る要請限度超過状況表 超過無し × 超過有り

道路名	要請限度超過	
	夜間	昼間
環七通り、大久保通り、青梅街道、早稲田通り、 目白通り、山手通り、本郷通り	○	○

●自動車騒音振動交通量調査結果(直近の調査結果による)

※各測定地点における、最新の調査結果を記載しています

道路名 測定地点 用途地域 (車線数)	騒音(デシベル)					振動(デシベル)					交通量			
	測定 期日	時間区分	昼	夜	平均	測定 期日	時間区分	昼	夜	平均	測定 期日	車種 分類	日交通量	混入 (%)
1. 千川通り 上鷺宮3-17 近隣商業 (2車線)	H28	測定結果	71	68	70	H28	測定結果	50	47	48	H28	大型	1,518	8.8
	11/29	超過有無	×	×		11/29	超過有無	○	○		11/29	小型	14,460	83.8
	12/2	環境基準 要請限度	70 75	65 70		11/30	要請限度	70	65		11/30	二輪 合計	1,278 17,256	7.4 100
2. 目白通り 江原町3-5 近隣商業 (4車線)	H29	測定結果	66	62	64	H29	測定結果	50	48	49	H29	大型	5,772	14.4
	12/5	超過有無	○	○		12/5	超過有無	○	○		12/5	小型	32,472	81.1
	12/6	環境基準 要請限度	70 75	65 70		12/6	要請限度	70	65		12/6	二輪 合計	1,800 40,044	4.5 100
3. 新青梅街道 江古田4-3 近隣商業 (2車線)	H28	測定結果	68	66	67	H28	測定結果	44	40	42	H28	大型	2,136	10.2
	11/29	超過有無	○	×		11/29	超過有無	○	○		11/29	小型	17,070	81.8
	12/2	環境基準 要請限度	70 75	65 70		11/30	要請限度	70	65		11/30	二輪 合計	1,674 20,880	8.0 100
4. 中杉通り 鷺宮3-47 近隣商業 (2車線)	H28	測定結果	68	65	67	H28	測定結果	47	43	45	H28	大型	1,128	15.6
	11/29	超過有無	○	○		11/29	超過有無	○	○		11/29	小型	5,664	78.3
	12/2	環境基準 要請限度	70 75	65 70		11/30	要請限度	70	65		11/30	二輪 合計	444 7,236	6.1 100
5. 環七通り 大和町1-12 近隣商業 (4車線)	H29	測定結果	68	67	68	H29	測定結果	50	49	50	H29	大型	13,362	17.5
	12/7	超過有無	○	×		12/7	超過有無	○	○		12/7	小型	58,308	76.3
	12/8	環境基準 要請限度	70 75	65 70		12/8	要請限度	70	65		12/8	二輪 合計	4,722 76,392	6.2 100
6. 早稲田通り 中野5-4 近隣商業 (2車線)	H29	測定結果	69	68	69	H29	測定結果	50	48	49	H29	大型	1,086	6.4
	12/6	超過有無	○	×		12/6	超過有無	○	○		12/6	小型	14,568	86.2
	12/7	環境基準 要請限度	70 75	65 70		12/7	要請限度	70	65		12/7	二輪 合計	1,242 16,896	7.4 100
7. 大久保通り 中野2-17 近隣商業 (2車線)	H29	測定結果	67	66	67	H29	測定結果	39	36	38	H29	大型	1,308	12.2
	11/28	超過有無	○	×		11/28	超過有無	○	○		11/28	小型	8,526	79.8
	11/29	環境基準 要請限度	70 75	65 70		11/29	要請限度	70	65		11/29	二輪 合計	846 10,680	7.9 100
8. 山手通り 中央2-18 近隣商業 (6車線)	H29	測定結果	65	64	65	H29	測定結果	32	29	31	H29	大型	6,090	11.4
	12/6	超過有無	○	○		12/6	超過有無	○	○		12/6	小型	45,078	84.5
	12/7	環境基準 要請限度	70 75	65 70		12/7	要請限度	70	65		12/7	二輪 合計	2,190 53,358	4.1 100
9. 青梅街道 本町4-18 商業地域 (4車線)	H29	測定結果	73	72	73	H29	測定結果	47	45	46	H29	大型	3,300	7.4
	11/28	超過有無	×	×	×	11/28	超過有無	○	○		11/28	小型	38,100	85.6
	11/29	環境基準 要請限度	70 75	65 70		11/29	要請限度	70	65		11/29	二輪 合計	3,084 44,484	6.9 100
10. 本郷通り 弥生町2-41 近隣商業 (2車線)	H29	測定結果	66	63	65	H29	測定結果	42	39	41	H29	大型	792	8.7
	12/5	超過有無	×	×		12/5	超過有無	○	○		12/5	小型	7,770	84.9
	12/6	環境基準 要請限度	65 75	60 70		12/6	要請限度	70	65		12/6	二輪 合計	594 9,156	6.5 100
11. 方南通り 弥生町4-20 近隣商業 (2車線)	H28	測定結果	66	65	66	H26	測定結果	49	46	47	H28	大型	1,758	10.1
	11/29	超過有無	○	○		12/9	超過有無	○	○		11/29	小型	14,526	83.6
	12/2	環境基準 要請限度	70 75	65 70		12/10	要請限度	70	65		11/30	二輪 合計	1,086 17,370	6.3 100
12. 中野通り 中野5-68 商業地域 (3車線)	H27	測定結果	68	67	68	H27	測定結果	35	30	33	H27	大型	2,136	13.3
	12/1	超過有無	○	×		12/1	超過有無	○	○		12/1	小型	12,858	80.0
	12/4	環境基準 要請限度	70 75	65 70		12/2	要請限度	70	65		12/2	二輪 合計	1,074 16,068	6.7 100

④ 調査結果（その2） 幹線道路の沿道地域の建築物に関する環境基準達成状況

ア. 概要

中野区は、騒音規制法第18条が規定する「自動車騒音の状況の常時監視」として、幹線道路の沿道地域における、環境基準を達成する建物の割合などの調査（自動車騒音の面的評価）を実施しています。

この調査は、5年間で区内に11道路ある幹線道路すべてを一巡する計画で、平成29年度は三巡目調査の2年目でした。

なお、本郷通りは、環境省の規定する「幹線道路」にあたらないため、調査対象としていません。

イ. 調査結果

次の表のとおりです。

●幹線道路周辺の環境基準達成状況

道路名	区間 (いずれも中野区内)	測定地点 騒音レベル (単位はデシベル)		環境基準を達成した 道路端から50mの範 囲内の建築物の割合		調査 年度 (平成)
		昼間	夜間	昼間	夜間	
新青梅街道(区間1)	環七通り交差点以東	70	68	99.8%	97.9%	28
新青梅街道(区間2)	環七通り交差点以西	70	70	98.9%	63.2%	28
環七通り	区内全区間	70	69	98.7%	68.4%	28
大久保通り(区間1)	山手通り交差点以東	67	66	100%	100%	29
大久保通り(区間2)	山手通り交差点以西	67	67	99.9%	99.90%	29
方南通り(区間1)	中野通り交差点以東	64	62	100%	99.9%	25
方南通り(区間2)	中野通り交差点以西	68	67	100%	94.0%	25
青梅街道(区間1)	山手通り交差点以東	73	72	98.8%	95.1%	29
青梅街道(区間2)	山手通り交差点以西	71	70	99.2%	97.5%	29
中野通り(区間1)	早稲田通り交差点以北	63	60	100%	99.9%	25
中野通り(区間2)	早稲田通り交差点から 青梅街道交差点まで	69	67	99.6%	89.8%	25
中野通り(区間3)	青梅街道交差点以南	66	62	99.6%	95.7%	25
千川通り	区内全区間	70	67	99.8%	85.7%	26
中杉通り(区間1)	新青梅街道交差点以南	65	63	100%	99.8%	26
中杉通り(区間2)	新青梅街道交差点以北	63	58	100%	100%	26
目白通り	区内全区間	73	72	78.6%	63.4%	26
早稲田通り(区間1)	山手通り交差点以東	70	68	100.0%	89.7%	27
早稲田通り(区間2)	山手通り交差点以西	68	67	97.6%	86.9%	27
山手通り(区間1)	青梅街道交差点以南	69	68	100.0%	99.9%	27
山手通り(区間2)	青梅街道交差点以北	63	58	100.0%	99.8%	27

(2) 河川水質調査

① 河川水質調査の概要

中野区内には南に神田川が、北には妙正寺川が流れており、2つの川は新宿区下落合付近で合流し、最後は隅田川に注いでいます。

中野区では、神田川と妙正寺川の水質汚濁の状況の把握のため、年4回の水質調査を4か所で実施しています。

なお、神田川水系は数区にまたがっているため、流域6区（杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央）で「神田川水系水質監視連絡協議会」を設け、水質の広域的な監視を共同で実施しており、水質調査も同一日に実施しています(水質調査を実施していない文京区を除く)。

●神田川水系及び中野区調査地点（矢印の場所）



●水質汚濁に関する環境基準のうち河川（湖沼を除く）の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					
	利用目的の 適応性	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1000MPN /100ml 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN /100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	欄外参照	2mg/l 以上	

SSのE類型基準：ごみ等の浮遊が認められないこと

※神田川はC類型、妙正寺川はB類型に指定されています。

●中野区の河川水調査測定項目

項 目	内 容
透視度	水の澄んでいる程度を示すものです。視度計（長さ100cmのガラス管）の底にある二重十字線が明らかに見えるときの水の高さを1cmを1度として表します。
pH (水素イオン濃度)	水が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値です。pH7が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性です。（藻類が繁茂する河川では、昼間は光合成により水中の炭酸イオンや重炭酸イオンが消費されることによりpHが上昇し、夜間は、藻類等の水生植物の呼吸により二酸化炭素が供給されることでpHは下降します。pHとDOが同時に高い場合は、藻類や植物プランクトンの光合成が原因と考えられます。）
DO(溶存酸素)	水中に溶けている酸素の濃度です。酸素の無い川や少ない川では、悪臭が発生し、魚介類は生存できなくなります。川の自浄作用にとって不可欠なものです。
BOD (生物学的酸素要量)	微生物が、水中の有機物等を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量です。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど川が汚れていることとなります。
COD (化学的酸素要求量)	過マンガン酸カリウムなどの酸化性物質が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量です。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど汚れていることとなります。
SS (浮遊物質)	粒径2mm以下で、水に溶けず水中をただよっている物質の量です。これが多くと川底にヘドロ等がたまったり、魚介類に悪影響を及ぼしたりします。
MBAS (陰イオン界面活性剤)	合成洗剤の主成分である陰イオン界面活性剤（メチレンブルーに反応するもの）の濃度です。合成洗剤による著しい発泡や水生生物への影響などの問題から測定するものです。
T-N (全窒素)	環境水中の窒素の化合物の濃度です。全りんとともに栄養塩類とよばれ、藻類や植物プランクトンの増殖に不可欠な物質ですが、これが多くなりすぎると富栄養化といい、東京湾のような閉鎖性水域では赤潮やアオコの発生原因となります。生活排水、し尿、工場排水、畜産排水、森林や農地に過剰に散布された肥料、開発による流失土壌などに含まれています。
NH ₄ -N (アンモニア性窒素)	T-N(全窒素)のうちで、アンモニウムイオンとして溶けている窒素の濃度です。生活排水、し尿処理水、下水処理水に多く含まれています。
T-P (全りん)	環境水中のりんの化合物の濃度です。全窒素とともに栄養塩類とよばれ、藻類や植物プランクトンの増殖に不可欠な物質ですが、これが多くなりすぎると富栄養化といい、東京湾のような閉鎖性水域では赤潮やアオコの発生原因となります。生活排水、し尿、工場排水、畜産排水、森林や農地に過剰に散布された肥料、開発による流失土壌などに含まれています。
PO ₄ -P (りん酸性りん)	T-P(全りん)のうちで、りん酸イオンとして溶けているりんの濃度です。生活排水などが主な供給源です。
CL ⁻ (塩化物イオン)	水中の塩化物イオンの濃度です。自然水中にはほとんど存在せず、人為的汚濁が進んだ河川ほど高い値を示します。ただし、潮位の影響がみられる下流部では、海水の影響が大きくなります。

② 平成29年度の調査内容

ア. 調査地点

●河川水調査 調査地点

河川名	調査地点名	所在地	特記事項
神田川	向田橋	中野区南台5-17地先	中野区内最上流地点近傍
	南小滝橋	中野区東中野5-12地先	新宿区境
妙正寺川	三谷橋	中野区野方2-32地先	中野水再生センターより上流
	天神橋	中野区松ヶ丘2-29地先	江古田川合流地点下流側近傍

イ. 調査結果

環境基準のある測定項目について見ると、測定結果は、すべてにおいて環境基準値より良好な値でした。

●平成29年度 各回の調査結果（環境基準のある測定項目のみ）

採水地点		採水日時		PH (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPL/100ml)
		月 日	時刻					
神田川	向田橋	5月11日	11:00	8.6	12.5	1.2	4	
		9月20日	10:50	7.9	8.2	1.0	10	
		11月16日	10:55	7.6	8.8	0.9	5	
		1月17日	10:50	7.7	11.3	1.8	6	
	南小滝橋	5月11日	10:25	7.9	9.5	1.8	7	
		9月20日	10:15	7.8	8.7	1.1	5	
		11月16日	10:20	7.6	10.3	0.8	2	
		1月17日	10:15	7.8	11.6	1.4	4	
生活環境の保全に関する環境基準 (水域類型C)				6.5 以上 8.5 以下	5 以上	5 以下	50 以下	
妙正寺川	三谷橋	5月11日	9:20	7.4	14.4	15.0	32	700
		9月20日	9:25	7.2	11.2	0.8	1	7000
		11月16日	9:10	7.2	9.8	0.9	14	22000
		1月17日	9:15	7.2	11.3	1.1	20	490
	天神橋	5月11日	9:55	7.1	9.7	2.2	4	13000
		9月20日	9:45	7.1	7.3	0.9	1	7900
		11月16日	9:50	7.2	9.1	0.6	<1	24000
		1月17日	9:45	7.0	9.1	1.1	1	1300
生活環境の保全に関する環境基準 (水域類型B※)				6.5 以上 8.5 以下	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下

※平成29年4月1日から、妙正寺川は水域類型B類型に指定されました。

●平成29年度河川水質調査 年間平均値一覧表

測定項目	神田川		生活環境の 保全に関する 環境基準 (水域類型C)	妙正寺川		生活環境の 保全に関する 環境基準 (水域類型B)
	向田橋	南小滝橋		三谷橋	天神橋	
透視度	87	96		71	100	
PH	8.0	7.8	6.5以上 8.5以下	7.3	7.1	6.5 以上 8.5 以下
DO (mg/l)	10.2	10.0	5 以上	11.7	8.8	5 以上
BOD (mg/l)	1.2	1.3	5 以下	4.5	1.2	3 以下
COD (mg/l)	2.6	2.1		4.6	4.1	
SS (mg/l)	6	5	50 以下	17	2	25 以下
MBAS (mg/l)	0.02	0.02		0.02	0.02	
NH4-N (mg/l)	0.12	0.05		0.05	0.07	
T-N (mg/l)	4.15	4.92		5.75	7.72	
PO4-P (mg/l)	0.015	0.009		0.005	0.098	
T-P (mg/l)	0.052	0.039		0.037	0.197	
Cl ⁻ (mg/l)	16.25	13.25		13.25	27.5	
大腸菌群数 (MPL/100ml)	6583	5983		7548	11550	5,000以下

【参考】区内の空間放射線量測定関係業務について

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故に伴い、その周辺では住民への避難指示などが出されています。しかし、東京都の測定による放射線量等の状況、積算値の想定により、中野区内は、健康への影響が発生するような状況ではないと考えられます。

しかし中野区としては、区民の安全が確保されないような、大きな状況変化等にも備える必要があるため、発生源付近において大量の放射性物質の放出があった場合など、将来本格的な測定が必要となる場合に対応できるよう、空間放射線量測定器の準備や管理等を行っています。

また、区民等からの区内の空間放射線量等に関する相談も受け付けています。

第3章 暮らしの衛生

本章から第5章までは、生活環境担当が保健所として行っている生活衛生の業務です。

生活環境担当では、区の基本計画である「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」の戦略Ⅲ－展開2「良好な生活環境が守られているまち」の着実な実現に向けた取組を行っていきます。また、中野区健康福祉総合推進計画では、区が区民とともに「健康福祉都市なかの」を目指し、「健康不安のない衛生的で住みやすい地域づくり」の実現に向けた取組を進めていくこととしています。

区は、営業施設等の監視を行うとともに、区民及び事業者が、正しい知識を持って自己管理を進めていけるよう、食中毒、飲み水、薬品、動物や衛生害虫などについての適切な情報提供を行い、区民が安心して暮らしている状態の実現を目指しています。

1. 衛生推進

(1) 生活衛生知識の普及

- ① 犬及び猫の正しい飼い方についてのパンフレットを配布するなどのPRを実施し、区民からの相談対応と苦情指導を行っています。また「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、広く区民に対し、正しい知識と情報の普及に努めています。

動物愛護知識の普及啓発(講習会及び展示会の開催)

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
延 日 数	33	32	16
延参加人員	1,531	1,491	694

ペット相談会

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
回 数	2	2	2
延参加人員	9	8	22

- ② ネズミ・生活害虫等の防除方法や殺虫剤の使用方法などについての衛生知識や防除知識の普及に努めています。

防除知識の普及啓発(区民講習会及び展示会の開催)

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
延 日 数	58	61	62
延参加人員	2,900	3,050	3,100

(2) 免許証経由事務

- ① 調理師及び製菓衛生師免許証

調理師及び製菓衛生師の免許証は都知事の所管事務であり、中野区保健所として、これらの免許証申請書等の受理経由事務を行っています。

調理師及び製菓衛生師免許証取扱件数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
調 理 師	156	116	152
製菓衛生師	3	6	8
合 計	159	122	160

② クリーニング師免許証

クリーニング業法に基づく免許証申請書等の受理經由事務を行っています。

クリーニング免許証取扱件数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
件 数	3	2	2

③ 医療従事者に関する免許証

医師法、歯科医師法等に基づき、医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師等の医療従事者に関する免許証の申請書受理や交付等の国及び都への經由事務を行っています。

免許証取扱件数

区分	職種	平成29年度	平成28年度	平成27年度
国免許	医師	70	55	56
	歯科医師	18	17	25
	薬剤師	120	102	87
	保健師	43	50	36
	助産師	4	8	7
	看護師	206	227	206
	臨床検査技師	16	14	20
	衛生検査技師	2	2	1
	診療放射線技師	8	11	7
	死体解剖資格	0	0	1
	視能訓練士	2	2	3
	理学療法士	28	22	29
作業療法士	9	14	9	
国免許 (計)		526	524	487
都免許	受胎調節実地指導員	1	1	2
	准看護師	11	10	12
都免許 (計)		12	11	14
合 計		538	535	501

④ 医療従事者調査

医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく区内居住又は勤務の医師、歯科医師、薬剤師の届出を受理します。また保健師助産師看護師法、歯科衛生士法に基づく区内就業の保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士の届出を受理し、都、国への經由事務を

行っています。(2年ごとに12月31日現在で実施。)

区内居住及び区内医療機関に従事する者のうち中野区保健所に届出のあった数

調査実施年	平成28年	平成26年	平成24年
医 師	685	698	715
歯科医師	360	348	360
薬剤師	841	759	713
保健師・助産師・看護師・准看護師	1,954	1,840	1,887
歯科衛生士	242	227	206
歯科技工士	47	50	65
合 計	4,129	3,922	3,946

(3) ネズミ・生活害虫等の防除相談

カやハエ、ハチ等の生活に密着する害虫の防除について、相談対応と現地指導を行っています。また区民の自主防除に関しての支援相談も行っています。ネズミの駆除に対しては食物管理などの指導や相談を行い、必要に応じて殺そ剤等を配布しています。

ハチ等の相談に関しては、防除方法の指導とともに、特に危険なスズメバチは区民の依頼により、ハチの巣の撤去を委託実施しています。また、講習会や展示会を開催し、ネズミ、生活害虫の防除方法や殺虫剤の使用方法について、衛生知識や防除知識の普及に努めています。

ネズミ・生活害虫等相談件数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
ハチ	518	551	363
ネズミ	233	229	281
生活害虫等	756	672	574
合 計	1,507	1,452	1,218

ネズミ駆除用薬剤等配布状況（相談指導用）

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
殺そ剤	92	88	76
粘着シート	34	36	41
合 計	126	124	117

委託撤去作業状況

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
スズメバチ	83	128	92

(4) あき地の除草指導（あき地の管理の適正化に関する条例）

あき地が適正に管理され、区民が健康で安全な生活を送れるように、雑草が繁茂しているあき地の所有者に対し除草指導を行います。なお、所有者自身があき地の雑草を除去できないときは、区が有料で受託し除草を行っています。

あき地除草指導及び受託除草状況

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
苦情件数	34	39	40
指導件数	33	41	69
現地調査	74	73	95
受託除草箇所数	6	11	9
受託除草面積 (㎡)	573.35	1,546.01	1,222.73

(5) カラスの危害対策

繁殖期のカラスの危害を防止するため、緊急を要する場合に、巢の撤去やヒナの捕獲を行っています。また、餌やり防止などの啓発活動を実施し、環境の悪化防止に取り組んでいます。

巢の撤去件数・ヒナの捕獲数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
巢の撤去数	3	12	6
ヒナの捕獲(羽)	6	12	6

(6) ハクビシン・アライグマの被害対策

ハクビシン等による住み着き、ふん尿、庭の果実荒らし等の被害に対し、安全及び生活衛生の確保の必要性から、箱わな設置方式による駆除事業を行っています。

ハクビシン等駆除対策

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
箱わな設置回数	58	73	57
ハクビシン等駆除(頭)	13	11	4

2. 適正管理

(1) 狂犬病予防・畜犬登録

狂犬病の発生と犬による人畜等への危害を防止するため飼い犬の登録とともに、狂犬病予防定期集合注射を実施しています(定期集合注射は、毎年4月に実施)。

飼い犬の登録状況(年度末現在)

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
登録数	9,170	9,741	9,932
新規登録・転入	866	885	935
死亡・転出	880	776	727

狂犬病予防注射実施頭数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
定期集合実施	1,509	1,645	1,591
開業獣医師実施	5,105	4,716	4,767
合 計	6,614	6,361	6,358

登録頭数・咬傷犬被害件数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
登録頭数	9,170	9,741	9,932
咬傷犬被害数	12	8	9

(2) 動物の適正飼養

犬及び猫の正しい飼い方についてのパンフレットを配布するなどのPRを実施し、区民からの相談や苦情について対応を行っています。また「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、広く区民に対し、動物の適正飼養について相談や苦情に対応するとともに正しい知識と情報の普及に努めています。

相談対応・苦情処理等

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
犬	308	377	478
猫	355	322	394
その他	0	0	0
合 計	663	699	872

(3) 地域における飼い主のいない猫の管理事業への助成

人と愛護動物が共生できる地域社会の実現に資するため、人と愛護動物との共生に関する普及啓発、飼い主のいない猫を「地域猫」として見守るための不妊去勢手術やルールづくりを行う町会・自治会に対する助成事業を行っています。

助成金交付団体数

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
団体数	6	7	7

第4章 食品衛生監視

食品衛生は、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全と健康の保護を図ることを目的としています。

食品衛生監視として、食品関係施設の許認可、監視指導、違反食品や苦情・食中毒事件への対応を行っています。

また、食品の安全確保対策として、食品取扱者に対する業態別講習会や消費者参加による懇談会などの開催、パネル展示・区報・ホームページなども使って広く衛生知識の普及啓発を図っています。

これらの事業は毎年度策定する「中野区食品衛生監視指導計画」に基づいて実施されています。

1. 食品監視

(1) 食品衛生関係施設と監視指導

食品関係の製造販売等の営業者は、食品衛生法第52条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条、食品製造業等取締条例第5条及び東京都ふぐの取扱い規制条例第12条等に基づく許認可を得て営業を行っています。これらの許認可営業施設に対しては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、施設の改善と食品の取扱いについて、監視及び指導を実施しています。このほか、表示を要する食品及び添加物については、食品表示法により指導取締を実施しています。

これらの通常の監視指導のほか、夏期・歳末等特に食中毒が多発しやすい時期には、特別監視指導を実施することにより、食品衛生の徹底に努めています。

特に平成29年度は、大量調理施設衛生管理マニュアルの改正が6月にありました。これは前年度に都内で起こった、腸管出血性大腸菌による高齢者の死亡事例と、ノロウイルスによる大規模食中毒を受け改正されたものです。中野区でも歳末一斉監視で高齢者施設を回り、生野菜の取扱いについて注意喚起を行いました。

そのほか、区民への食品衛生の普及啓発の一環として、食品衛生における自主管理団体である中野区食品衛生協会と共に食品衛生街頭相談を行いました。また、食の安全とリスクへの理解を深めるリスクコミュニケーションとして、区民、事業者及び行政による食に対する情報や意見の交換を行い、そこで出た意見は、次年度の監視指導計画策定の際の参考としています。

平成29年度の根拠法令別の許可、届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数等は、次表①～⑥のとおりです。これらの監視指導の総件数(※1)は7,583件、監視指導軒数(※2)にすると2,413軒でした。

※1 監視指導件数：許可業種及び届出業種ごとに計上。スーパーマーケット等、複数許可等を有した施設を監視した場合、有している許可等の数を計上した数値となる。

※2 監視指導軒数：複数許可等を有した施設を監視した場合でも1施設として計上した数値。

※3 次表①～⑥及び⑧の営業所数は業種別の許可、届出を受けている営業所数。

① 食品衛生法許可業種の許可件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

業種(*1)	許可件数(*2)		廃業数	営業所数	監視指導件数
	新規	更新			
平成 29 年度合計	624	569	584	5,589	3,862
飲食店営業	368	343	379	3,778	2,039
喫茶店営業	38	52	48	256	133
菓子製造業	79	40	36	369	350
あん類製造業	-	-	-	1	-
アイスクリーム類製造業	3	1	4	31	28
乳類販売業	47	57	51	461	445
食肉処理業	-	3	-	20	7
食肉販売業	40	35	29	301	389
食肉製品製造業	-	1	-	6	6
魚介類販売業	45	32	34	294	406
魚肉ねり製品製造業	-	-	1	1	-
食品の冷凍・冷蔵業	-	2	-	5	5
清涼飲料水製造業	-	-	-	2	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	1	-
氷雪販売業	-	-	-	1	-
食用油脂製造業	-	-	-	1	-
みそ製造業	-	-	-	2	-
酒類製造業	-	-	-	1	-
豆腐製造業	-	2	1	16	26
めん類製造業	2	-	-	6	8
そうざい製造業	2	1	-	32	20
かん詰又はびん詰食品製造業	-	-	-	2	-
添加物製造業	-	-	1	2	-
平成 28 年度	518	424	492	5,549	3,596
平成 27 年度	486	450	465	5,523	3,721

*1 その他の業種（中野区内に許可施設がない業種）

乳製品製造業、氷雪製造業、マーガリン又はショートニング製造業、
しょう油製造業、ソース類製造業、納豆製造業、乳処理業、特別牛乳さく取処理業、
集乳業、食品の放射線照射業、魚介類せり売営業

*2 許可件数は許可申請中または保留のものは含まない。

② 東京都食品製造業等取締条例許可業種の許可件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

業種	許可件数		廃業数	営業所数	監視指導件数
	新規	更新			
平成 29 年度合計	56	50	52	514	497
行商(弁当等人力販売業)	1	-	-	14	1
行商(その他)	3	-	4	1	1
つけ物製造業	-	-	-	4	-
製菓材料等製造業	-	-	-	1	-
粉末食品製造業	1	-	1	3	1
そう菜半製品等製造業	-	-	-	8	5
調味料等製造業	1	-	1	8	1
魚介類加工業	-	-	-	2	-
食料品等販売業	50	50	46	472	488
卵選別包装業	-	-	-	1	-
平成 28 年度	64	38	51	510	483
平成 27 年度	72	38	70	497	479

③ 東京都食品製造業等取締条例の届出件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

業種(給食施設)	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
平成 29 年度	16	4	197	175
平成 28 年度	43	8	185	175
平成 27 年度	16	8	150	164

④ 東京都ふぐの取扱い規制条例の届出件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

区分	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
平成 29 年度合計	10	7	132	139
ふぐ取扱所	3	3	51	43
ふぐ加工製品取扱所	7	4	81	96
平成 28 年度	13	11	129	128
平成 27 年度	6	11	127	119

⑤ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する許可件数、廃止数、営業所数と監視指導件数

食鳥処理業	許可件数	廃止数	営業所数	食鳥処理衛生 管理者数	監視指導件数
平成 29 年度	-	1	8	8	6
平成 28 年度	-	-	9	9	11
平成 27 年度	-	1	9	9	9

⑥ 食品衛生法施行細則第16条及び第17条の届出件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

菓子販売業等	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
平成29年度	251	206	3,315	2,904
平成28年度	157	409	3,270	3,856
平成27年度	183	32	3,522	3,003

⑦ 中野区行事における臨時営業等の取扱要綱に基づく届出

行事開催	届出数	臨時出店数	啓発・指導件数
平成29年度	184	1,608	804
平成28年度	176	1,817	907
平成27年度	196	1,609	724

⑧ 食品衛生営業所数の推移

区 分	29年度	28年度	27年度
合 計	9,755	9,652	9,828
食品衛生法関係	5,589	5,549	5,523
食品製造業等取締条例関係	514	510	497
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係	8	9	9
東京都ふぐの取り扱い規制条例関係	132	129	127
届出給食関係	197	185	150
食品衛生法施行細則第16条及び第17条	3,315	3,270	3,522

(2) 試験検査

① 現場簡易検査

業種別一斉監視及び重点監視の際、簡易で効率的・科学的な検査方法として、スタンプスプレット法*等による現場簡易検査を実施しています。これにより、調理従事者や食品販売業者等の食品の取扱い状況や調理器具・調理施設の衛生管理、食品等の汚染度合いを科学的データとして迅速に把握し、この結果に基づき、営業者に対する衛生指導を行っています。

* スタンプスプレット法……スタンプラバーディスクにより、器具や手指、食品などの表面に付着する細菌を採取し、これを培地上に塗布することにより、検査対象の汚染度を測定する方法。

検査件数内訳

業種	検査軒数	検査件数	大腸菌群		黄色ブドウ球菌		腸炎ビブリオ	
			適	不良	適	不良	適	不良
平成 29 年度合計	549	550	538	12	-	-	-	-
飲食店営業	仕出し弁当	104	104	97	7	-	-	-
	集団給食	87	87	86	1	-	-	-
	すし屋	95	95	93	2	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	49	49	48	1	-	-	-	
豆腐製造業	7	7	7	-	-	-	-	
給食施設	学校	6	6	6	-	-	-	-
	保育園	4	5	4	1	-	-	-
	その他	21	21	21	-	-	-	-
その他	176	176	176	-	-	-	-	
平成 28 年度	538	538	529	9	-	-	-	
平成 27 年度	584	584	568	16	-	-	-	

判定基準：次の値以上の検出を不良とした。

大腸菌群 101 個
手指、食器類 1001 個
まな板

② 収去検査

食品衛生行政を実効あるものにするためには、食品の科学的な検査が欠かせません。収去検査は、飲食店及び食品販売店より食品等を持ち帰り、細菌、添加物等の科学的分析を行っているものです。分析は、試験項目、内容により、中野区保健所で行うものと東京都健康安全研究センターに委託して行うものがあります。

収去検査(中野区保健所実施検査)

検体名	検体数	細菌検査		化学検査	
		適	否又は不良	適	否又は不良
合計	460	336	16	107	1
魚介類・魚介類加工品	24	19	2	3	-
食肉・卵及びその加工品	9	9	-	-	-
乳・乳製品	9	9	-	-	-
野菜・果実・農産加工品	41	10	3	28	-
菓子類	50	18	2	29	1
清涼飲料水・氷雪	7	-	-	7	-
そうざい類	300	271	9	20	-
その他	20	-	-	20	-

* 「その他」には容器・包装、相談、苦情、参考品の検査を含む。

収去検査(東京都健康安全研究センター委託実施検査)

検査区分	検体区分	総数	細菌検査	菌型検査	ウイルス検査	化学検査等
一般検査	平成29年度	7	-	-	-	7
	平成28年度	-	-	-	-	-
	平成27年度	15	-	-	-	15
食中毒検査	平成29年度	269	149	16	98	6
	平成28年度	165	102	17	45	1
	平成27年度	183	108	16	59	-

* 化学検査等には真菌・寄生虫・害虫検査を含む。

(3) 違反食品等調査及び処置

食品衛生法及び食品表示法に違反する食品等が発見された場合、これを迅速に排除するため、流通状況の調査や販売の停止、自主回収等を指導しています。通常、違反の処理は、広域な調査が必要となるため東京都を始め他道府県と連絡をとりながら実施しています。

違反食品等調査及び処置状況

発生年月	対象食品	違反内容	探知	処置
平成29年5月	ラズベリー	食品衛生法第11条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成29年 7月～10月	トルティーヤ	食品衛生法第11条 (添加物)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成29年9月～ 平成30年1月	あなご	食品衛生法第11条 (大腸菌群の検出)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成29年9月	マス	食品衛生法第11条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成30年3月	オクラ	食品衛生法第11条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
平成30年3月	非加熱食肉製品	食品衛生法第11条 (黄色ブドウ球菌の検出)	東京都からの通知	調査結果を都に報告

東京都食品安全条例に基づく自主回収報告状況(区内)

	報告数
平成29年度	1
平成28年度	-
平成27年度	-

(4) 食中毒事件及び処置

区民や病院等から食中毒の届け出を受けると、ただちに原因食品、原因施設、対象者の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっています。

また、原因施設や対象者が区外の場合は、東京都を通して施設や対象者の調査を依頼しています。同様に他自治体から、施設や対象者の調査を依頼されることもあります。

食中毒事件（区内の施設が原因となったもの）

発生年月日	原因施設	原因食品	患者数	原因物質
H29. 6. 29	飲食店	店舗にて提供された食事	3	カンピロバクター
H29. 8. 25	仕出し	仕出し弁当	177	耐熱性毒素様毒素遺伝子（astA）保有大腸菌

区民が被害を受けたが原因施設が不明なもの

発生年月日	原因施設	原因食品	患者数	原因物質
H30. 1. 7	不明	不明	1	アニサキス

食中毒関連調査件数及び調査対象者数

	件数	調査対象者数	施設調査数
平成29年度	44	42	24
平成28年度	40	110	7
平成27年度	38	77	2

(5) 苦情処理

苦情には食品そのものに対するものと、営業施設及び取り扱いに関するものに大別できます。

その中には、購入した食品が腐敗していた、カビが発生していたなど原因が明確なものや、原因がわからず、それを明らかにするために様々な調査や検査を行わなければならない場合があります。

また、これらの苦情が食中毒事件の探知、違反食品の発見に結びつくこともあります。

苦情処理

(単位:件)

	合計	異物混入	有症苦情(食中毒の疑い)	腐敗・変敗	かびの発生	異味・異臭	変質	変色	安全性への疑義	表示	食品等の取扱い	施設・設備不良	その他
平成29年度	89	24	24	0	2	3	0	0	0	4	3	18	11
平成28年度	108	20	26	1	1	7	1	1	2	9	17	7	16
平成27年度	70	14	24	0	3	0	0	0	0	1	8	9	11

2. 安全確保

(1) 食品の安全確保対策の推進

- ① 食品関係営業者に対する衛生知識の普及向上を図り、感染症、食中毒等の事故を防止するため各種の講習会等を開催しています。

営業者への衛生知識の普及

実施形態	回数	延受講人員
平成29年度合計	26	1,505
営業許可更新者に対する講習会	11	194
食品業者業種別講習会	5	196
全業態一括講習会	1	695
学校給食従事者に対する講習会	1	119
保育園給食従事者に対する講習会	2	136
新規食品事業者に対する講習会	1	24
自主的衛生管理支援学習会	2	71
各食品関係施設従事者講習会	3	70
平成28年度	26	1,585
平成27年度	27	1,571

- ② 消費者に対する衛生知識の普及啓発を図り、食品による事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるため講習会や相談を実施しています。

消費者への衛生知識の普及

実施形態	回数	延受講人員
平成29年度合計	7	2,378
一般区民向け講習会	4	83
意見交換会、懇談会等	1	40
食の安全安心展、街頭相談等	2	2,255
平成28年度	4	2,022
平成27年度	8	2,059

- ③ 消費者・食品関係営業者に係らず、広く衛生知識の普及啓発を図り、食中毒等の事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるためにパネルの展示をしています。

中野駅ガード下ギャラリーパネル展示

	展示回数	延展示日数
平成29年度	2	59
平成28年度	2	64
平成27年度	2	62

第5章 医務・薬事監視、環境衛生監視

1. 医務薬事

(1) 医療施設

病院・診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所及び衛生検査所等の医療施設に関する開設・廃止等の届出受理及び許認可事務、並びにこれらの施設への監視指導を実施しています。

《根拠法規》医療法、中野区専属薬剤師を置かなければならない診療所の基準に関する条例、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律

医療施設数及び監視件数

		開設届	変更届	廃止数	施設数	監視指導等件数	
平成29年度合計		66	223	60	1,481	77	
医科	*病院(20床以上)	0	3	0	8	1	
	診療所	合計	16	73	22	327	29
		有床	0	0	3	9	0
		無床	16	73	19	318	29
歯科	診療所	合計	10	57	12	253	19
		有床	0	0	0	0	0
		無床	10	57	12	253	19
助産所	合計	0	1	0	13	0	
	有床	0	0	0	1	0	
	無床	0	1	0	12	0	
施術所	あんま・鍼・灸	15	43	12	288	15	
	柔道整復	12	45	6	164	12	
	出張施術者	12	0	3	392	0	
歯科技工所		1	1	5	36	1	
衛生検査所		0	0	0	0	0	
平成28年度		89	184	73	1,470	115	
平成27年度		80	184	118	1,454	64	

*都知事の所管事務であり、保健所では救急医療機関認定に関する調査を行っている。

※施設数は、開設日、変更日、廃止日を基準に計上している。

(2) 薬事衛生

① 薬局及び医薬品販売業

医薬品、医薬部外品、化粧品及び管理医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業等に対して、開設許可、各種届出の受理及び監視指導を行っています。また、消費者に対しては、薬の知識や情報提供など各種の相談に応じています。

ア. 監視指導

薬局及び医薬品販売業者等による医薬品等の取扱い並びに保管状況、無認可・無許可医薬品の販売及び不正表示・広告などを調査する目的で、これらの施設に立ち入り、監視指導を行っています。監視指導は通常監視のほか、年3回、一斉監視を実施してい

ます。

《根拠法規》「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」、「薬剤師法」、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」、「薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例」

薬事関連施設数及び監視指導件数

業 種		許可等件数		廃止数	施設数	監視指導件数
		新規	更新			
平成29年度合計		124	71	98	1,617	923
許可	薬局	12	29	13	167	123
	薬局製造医薬品製造販売業	0	2	3	9	10
	薬局製造医薬品製造業	0	2	3	9	10
	医薬品販売業(店舗販売業)	5	7	3	54	25
	高度管理医療機器販売業	16	17	13	138	71
	高度管理医療機器賃貸業	11	14	12	109	53
届出	管理医療機器販売業	48	-	27	811	172
	管理医療機器賃貸業	32	-	24	320	163
その他	医薬部外品・化粧品販売業	-	-	-	-	296
平成28年度						776
平成27年度						634

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

イ. 収去検査

薬局及び医薬品販売業者等に対する一斉監視において、不良等の疑いのある医薬品等を収去し、試験検査を行っています。

収去検査(東京都健康安全研究センター委託)

検体種別	検体数		
	総数	適	否
平成29年度合計	5	5	0
医薬品	3	3	0
医薬部外品	1	1	0
化粧品	1	1	0
管理医療機器	0	0	0
平成28年度	5	5	0
平成27年度	5	5	0

② 麻薬小売業及び向精神薬・覚せい剤原料取扱い施設

薬局のうち麻薬小売業の免許を有する施設、向精神薬免許みなし薬局等、覚せい剤原料取扱い薬局に対し、医薬品事故防止のために麻薬等の適切な譲渡、保管管理、取扱い等について監視指導を行っています。また、免許の交付、各種届出の受理を行っています。

《根拠法規》 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

業 種	免許交付数		廃止数	施設数	監視指導 件数
	新規	継続			
平成29年度合計	13	49	12	450	339
麻薬小売業	13	49	12	116	93
向精神薬免許みなし薬局	-	-	-	167	123
覚せい剤原料取扱い薬局	-	-	-	167	123
平成28年度					227
平成27年度					331

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

③ 毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者

毒物及び劇物を販売する施設は、保健衛生上の見地から登録制とし、保管施設や取扱い状況に関しての監視指導を実施しています。また、業務上毒物劇物を取扱う施設に対しても随時監視指導を実施し、各種届出の受理を行っています。

《根拠法規》毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取扱施設数及び監視指導件数

業 種	登録件数		廃止数	施設数	監視指導 件数	
	新規	更新				
平成29年度合計	1	9	3	79	33	
一般販売業	1	9	3	76	32	
農業用品目販売業	0	0	0	0	0	
特定品目販売業	0	0	0	3	0	
要届出 業務上 取扱者	電気めっき業	-	-	0	1	1
	電気熱処理業	-	-	0	0	0
	運 送 業	-	-	0	0	0
	しろあり防除業	-	-	0	0	0
非届出業務上取扱者	-	-	-	75	0	
平成28年度					29	
平成27年度					16	

※ 廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

④ 家庭用品の監視

一般に市販されている衣類やスプレーなどの化学製品を中心とする家庭用品を試買し、法令で規制されている有害物質の検査を行うとともに、販売者に対して法の普及啓発を行っています。

基準不適合の家庭用品が発見された場合は、販売業者に対し販売禁止及び製品回収等の措置を講ずるよう指導するとともに、不適合品が広域に流通することのないよう卸売・輸入・製造業者の所在地自治体に通報を行います。

《根拠法規》有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家庭用品試買結果

検査種別		検査項目数			試買 検体数	監視店舗数
		総数	適	否		
平成29年度合計		38	38	0	35	5
内訳	繊維製品	乳幼児用	18	18	0	/
		その他	13	13	0	
	家庭用化学製品	エアゾル製品	1	1	0	
		その他	6	6	0	
平成28年度		44	44	0	37	7
平成27年度		48	48	0	36	5

⑤ 普及啓発

消費者、開設者並びに施設管理者に対して、薬事講習会や相談により情報の提供に努めています。

薬事衛生に関する知識の普及啓発

実施形態	回数	延参加人員	対象
平成29年度合計	57	240	/
街頭相談	1	25	消費者
窓口相談	54	54	消費者
講習会	2	161	営業者(管理者)
平成28年度	51	250	/
平成27年度	52	201	/

また、東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会の活動支援を通じて、大麻等の薬物乱用を防止するための普及啓発を行っています。

2. 環境衛生

(1) 環境衛生関係施設と監視指導

業 種	29年3月31日現在	許可(確認)	廃業	30年3月31日現在	監視指導件数
総 数	4,050	61	124	3,987	176
理 容 所	211	7	6	212	8
美 容 所	517	25	16	526	25
ク リ ー ニ ン グ 所	310	12	22	300	12
一般	160	1	6	155	1
リネン	1	0	0	1	0
取次	144	11	16	139	11
無店舗取次	5	0	0	5	0
興 行 場	12	0	0	12	12
常設	12	0	0	12	12
仮設	0	0	0	0	0
旅 館 業	13	3	0	16	21
ホテル	3	0	0	3	3
旅館	3	0	0	3	2
簡易宿所	7	3	0	10	16
下宿	0	0	0	0	0
公 衆 浴 場	37	0	1	36	54
普通	21	0	1	20	45
その他の公衆浴場	16	0	0	16	9
プ ー ル	56	3	5	54	20
許可	11	0	0	11	11
届出	45	3	5	43	9
水 道 施 設	2,652	3	69	2,586	0
専用水道	2	0	0	2	0
簡易専用水道	387	2	8	381	0
小規模給水施設	2,263	1	61	2,203	0
温 泉 利 用 施 設	4	0	1	3	0
墓 地 等	44	0	0	44	0
墓地	41	0	0	41	0
納骨堂	3	0	0	3	0
火葬場	0	0	0	0	0
特 定 建 築 物	78	1	0	79	0
3,000~10,000㎡	52	1	0	53	0
10,000㎡超	26	0	0	26	0
コインオペレーションクリーニング	107	7	4	110	24
コ イ ン シ ャ ワ ー	9	0	0	9	0

環境衛生関係施設の許認可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため、環境衛生監視員による立入監視指導を実施しています。

《根拠法規》理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法、水道法、墓地及び埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、中野区プールの衛生管理に関する条例、中野区小規模給水施設の衛生管理に関する指導要綱、中野区コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱、中野区コインシャワー営業施設衛生指導要綱

(2) 営業施設の理化学及び細菌学的検査

① 理容所・美容所

利用者と従業員の健康被害を防止するため、施設の二酸化炭素、一酸化炭素等を測定し室内空気環境基準が達成されるよう指導しています。空気環境測定が必要な施設に加えて、新規開設施設の測定も行っています。

理美容所空気検査

区分	延検査施設数	検査箇所数	検査結果（延施設数）	
			適	不適
平成29年度合計	32	32	32	0
理容所	7	7	7	0
美容所	25	25	25	0
平成28年度	36	36	36	0
平成27年度	29	29	29	0

② クリーニング所

リネンサプライ（貸おしぼり業）については、衛生的なおしぼりを確保できるよう、年3回、製品の抜き取り細菌学的検査を実施し、衛生上必要な指導を行っています。

また、テトラクロロエチレン（有機塩素系溶剤）を使用しているクリーニング所に対しては、従事者の中毒事故防止のため、作業所内のテトラクロロエチレンガスの濃度の自主検査を指導しています。

貸しおしぼりの抜き取り検査

区分	延検査施設数	検体数	検査結果（延施設数）	
			適	不適
平成29年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成27年度	1	2	0	1

③ 興行場

映画館等の興行場は、多数の人が集まるので、場内空気の換気機能に重点を置き、二酸化炭素の濃度測定や落下細菌数等の検査等を行い、施設の衛生保持を指導しています。

興行場空気検査

区分	延検査施設数	検査箇所数	検査結果（延施設数）	
			適	不適
平成29年度	12	21	11	1
平成28年度	9	15	8	1
平成27年度	12	20	12	0

④ 公衆浴場

公衆浴場は「中野区公衆浴場法施行条例」に基づき、普通公衆浴場（いわゆる銭湯）とその他の公衆浴場（サウナ風呂等）に分類され、それぞれ以下のとおり調査・指導を実施しています。循環浴槽を持つ公衆浴場及び旅館の浴場に対し、衛生基準項目について調査し、その結果に基づいて衛生保持を指導しました。

ア. 普通公衆浴場

普通公衆浴場については、営業時における浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導しています。

普通公衆浴場浴槽水検査

区 分	延検査施設数	検体数	検査結果（延施設数）	
			適	不適
平成29年度	44	136	39	5
平成28年度	45	140	40	5
平成27年度	46	142	41	5

イ. その他の公衆浴場

その他の公衆浴場については、浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導しています。

サウナ風呂等浴槽水検査

区 分	延検査施設数	検体数	検査結果（延施設数）		
			適	不適	
①サウナ・スポーツ施設浴槽水検査	平成29年度	6	21	6	0
	平成28年度	7	22	6	1
	平成27年度	7	23	7	0
②高齢者福祉施設浴槽水検査	平成29年度	3	3	3	0
	平成28年度	2	2	2	0
	平成27年度	1	1	1	0

⑤ プール

プールは、経営するに当たって許可を受けることが必要な営業プールと届出が必要な学校プールに分類されます。プール病などの感染防止を図るため水質検査を実施し、施設が衛生的に管理されるよう指導しています。

プール水質検査

区分		延検査施設数	検体数	検査結果（延施設数）		検査項目（プール）
				適	不適	
許可	平成29年度	11	33	10	1	水素イオン濃度・濁度・大腸菌群・過マンガン酸カリウム消費量・残留塩素・レジオネラ属菌、その他の項目：水温など
	平成28年度	10	33	9	1	
	平成27年度	9	32	9	0	
届出	平成29年度	0	0	0	0	
	平成28年度	0	0	0	0	
	平成27年度	35	35	35	0	

（3）衛生的環境の確保

① 環境衛生に関する相談件数

【営業関係施設等】理容・美容所、クリーニング所、旅館、興行場、特定建築物、墓地など環境衛生関係施設についての相談を受けています。

【飲料水】安全な飲料水を確保するため、貯水槽の衛生的管理や井戸水の利用などについて相談・指導を行っています。

【住宅等の室内環境】一般住宅やマンションなどのシックハウス症候群を始めとした室内環境についての相談を受けています。

環境衛生に関する相談件数

区分	総数	営業関係施設等	飲料水		住宅等の室内環境
			水道水（貯水槽を含む）	井戸水	
平成29年度	551	509	31	6	5
平成28年度	564	527	17	17	3
平成27年度	204	173	18	6	7

② レジオネラ症対策

近年、全国的にレジオネラ症の感染事例が報告されています。そこで、レジオネラ症の発生を予防するため、感染源となりうる設備を有する公衆浴場、社会福祉施設、プールなどの施設を対象として、自主管理の強化、衛生管理の指導、水質検査等を実施しています。

レジオネラ属菌検査

		延検査施設数	延検査件数	適	不適
公衆浴場	平成29年度	48	152	147	5
	平成28年度	52	161	155	6
	平成27年度	53	164	158	6
社会福祉施設	平成29年度	3	3	3	0
	平成28年度	2	2	2	0
	平成27年度	1	1	1	0
プール	平成29年度	11	23	22	1
	平成28年度	10	22	22	0
	平成27年度	9	23	23	0

③ ビル衛生管理者講習会について

多数の人が利用する事務所、店舗等で延べ床面積3,000㎡以上の建築物が、特定建築物に該当します。区では、3,000㎡～10,000㎡の特定建築物の指導を行い、10,000㎡を超える特定建築物については、東京都のビル衛生検査係が行っています。区では、特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容の解説、管理方法、情報提供などを目的とした講習会を5区共同（中野区、豊島区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施しています。

第4ブロックビル衛生管理講習会

	参加施設数	受講者数
平成29年度	25	25
平成28年度	21	22
平成27年度	24	25

④ 環境衛生に関する啓発事業

一般区民や営業施設関係者等を対象とした各種講習会を開催し、環境衛生に関する情報の提供、意識の向上に努めています。

環境衛生教育実施状況

実施形態	回数	延受講人員
平成29年度合計	7	123
環境衛生営業施設管理者	5	78
ビル衛生管理者	1	25
その他	1	20
平成28年度	7	118
平成27年度	7	106

(4) 旅館業法について

旅館とは、宿泊料・室料を受けて人を宿泊させる施設であり、新たに旅館を営業する場合は、旅館業法に基づく許可が必要となります。監視指導の内容は、開設相談、衛生管理の監視指導、苦情対応などです。近年、急増しているのは「民泊サービス」に関する開設相談、苦情対応、無許可営業行為への指導等です。自宅の一部やマンションの空き室などを宿泊場所として提供するこれら「民泊サービス」も、旅館業法に適合した施設であることを前提に許可を受けて行う必要があります。

【旅館業法関連】相談・苦情対応の状況

	開設相談	苦情件数	その他（問い合わせ）
平成29年度	207	88	66
平成28年度	204	74	50
平成27年度	24	4	8

(5) 住宅宿泊事業法について

住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行されました。住宅宿泊事業法は、事業者の届出制度を確立することにより、事業者の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としています。

中野区では、住宅宿泊事業法に基づき「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」を制定し、民泊の実施による地域活性化と良好な住環境の確保の両立を図るため、中野区独自のルールを定めています。

- 住居専用地域では平日の「民泊」を禁止します。

住居専用地域（※）を事業の実施を制限する区域（制限区域）と定め、この区域内では、平日の期間（月曜日の正午～金曜日の正午。ただし、祝日等の正午から翌日の正午までの期間は除く）は、原則として事業の実施を禁止します。また、制限区域内で事業を実施しようとする場合は、近隣住民に対し事前周知を行わなければなりません。

※住居専用地域＝都市計画法に定める第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域

● 制限区域内での許可制度

家主同居型（ホームステイ型）で必要な要件を満たす事業者は、区長の許可を受けることにより、制限区域内でも平日に事業を実施することが一定の条件を付した上で認められます。

住宅宿泊事業の届出件数

	届出受理件数	許可件数
平成29年度	1	0
平成28年度	-	-
平成27年度	-	-

※平成30年3月15日から届出受付が開始された

【参考】施設別衛生指導基準

区分	衛生基準		指導基準	
	項目	基準値	項目	基準値
理容所・美容所 (室内空気)	二酸化炭素	5000ppm以下	一酸化炭素 温度 湿度	10ppm以下 17 ~ 28 (冷房時の外気温との差が7 以内) 40% ~ 70% (衛生管理要領)
クリーニング所	室内空気		パークロロエチレン	50ppm以下 (有機溶剤中毒予防規則)
	おしぼり		変色・異臭 大腸菌群 黄色ブドウ球菌 一般細菌	ないこと(塩素臭を除く) 検出されないこと " 10万個/枚を超えないことが望ましい (おしぼり衛生指導基準)
興行場 (室内空気)	二酸化炭素 浮遊粉じん 落下細菌数 照度	0.15%以下 0.2mg/ m ³ 以下 30個以下 20ルクス以上(区条例・規則) (上演中は0.2ルクス以上)		
公衆浴場 (浴槽水)	濁度 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌群 レジオネラ属菌	5度以下 25mg/l以下 1個/ml以下 検出されないこと(区条例)		
特定建築物 (室内空気)	温度 相対湿度 気流 二酸化炭素 一酸化炭素 浮遊粉じん等	17 ~ 28 40% ~ 70% 0.5m/sec以下 1000ppm以下 10ppm以下 0.15mg/ m ³ 以下(施行令)		
プール (プール水及び プール屋内空気)	水素イオン濃度 濁度 過マンガン酸カリウム消費量 残留塩素 大腸菌群 一般細菌 レジオネラ属菌 二酸化炭素	pH5.8 ~ 8.6 2度以下 12mg/l以下 遊離残留塩素として0.4mg/l以上 50ml中検出されないこと 1ml中200CFU以下 検出されないこと 0.15%以下(区規則)		

第6章 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止

1. 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止の取組

中野区は、歩行喫煙（歩きたばこ）のない安心してすごせるまち、吸い殻や空き缶などのポイ捨てのないきれいなまちを目指して、平成17年4月1日に「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を施行しました。この条例では、まちの美化にとどまらず、歩行者等の安全を確保するため、これまでのポイ捨て行為に加えて、歩行喫煙も規制の対象にしています。

歩行喫煙を防止するため、条例では、道路や公園など公共の場所で歩行喫煙をしないよう努めることを区民等の責務として規定しました。また、路上でたばこを吸うと迷惑や危険を及ぼすおそれが高い地区については、路上喫煙禁止地区に指定できる規定も設けました。この規定に基づいて平成17年7月31日から、中野駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同地区内において路上喫煙やポイ捨て防止の啓発活動を実施しています。

また、平成24年度より、放置自転車対策指導員が、中野区内の全鉄道駅周辺において、自転車放置防止の巡回指導と併せて、美化活動を行うようにし美化啓発活動の推進を図りました。

路上喫煙率調査については、中野駅周辺の「路上喫煙禁止地区」内で実施しています。

(1) 平成29年度の駅前等ポイ捨て防止啓発、及び美化清掃活動実施回数

①放置自転車対策指導員による美化清掃実施回数（平成29年度）	362回
②町会、商店会、たばこ販売者団体や小・中・高等学校連携の美化清掃活動、啓発活動等の実施回数（平成29年度）	27回
③路上喫煙率（平成29年度）	0.03%

(2) 平成29年度の駅前等ポイ捨て防止啓発、及び美化清掃啓発活動等の場所

連携により実施した主な地域

沼袋駅周辺	落合駅周辺
新井薬師前駅周辺	野方駅周辺
中野坂上駅周辺	新中野駅周辺
東中野駅周辺	鷺ノ宮駅周辺
山手通り周辺	中野駅周辺

喫煙マナーアップを！

☆公共の場所での歩きタバコはやめましょう

歩きタバコは、吸い殻のポイ捨てにつながり、まちを汚します。また、火災の原因となることもあり危険です。さらに、周囲の歩行者にやけどをさせたり、衣類などに焼け焦げをつけたたりすることがあります。

特に、小さなお子さんや車椅子の方にとっては、歩行中の人吸いかけのタバコを持っている位置が、ちょうど顔の高さになり、大変危険です。

☆路上喫煙禁止地区では、すべての喫煙が禁止です

路上喫煙禁止地区内の道路（公道・私道を問わず、一般の交通に利用されている道）上では、歩行中だけでなく、自転車などに乗って移動しているときや立ち止まっているときの喫煙も禁止します。

禁止地区に指定した道路には、路上喫煙禁止地区表示シートが貼ってありますので、表示に注意して、喫煙禁止にご協力ください。



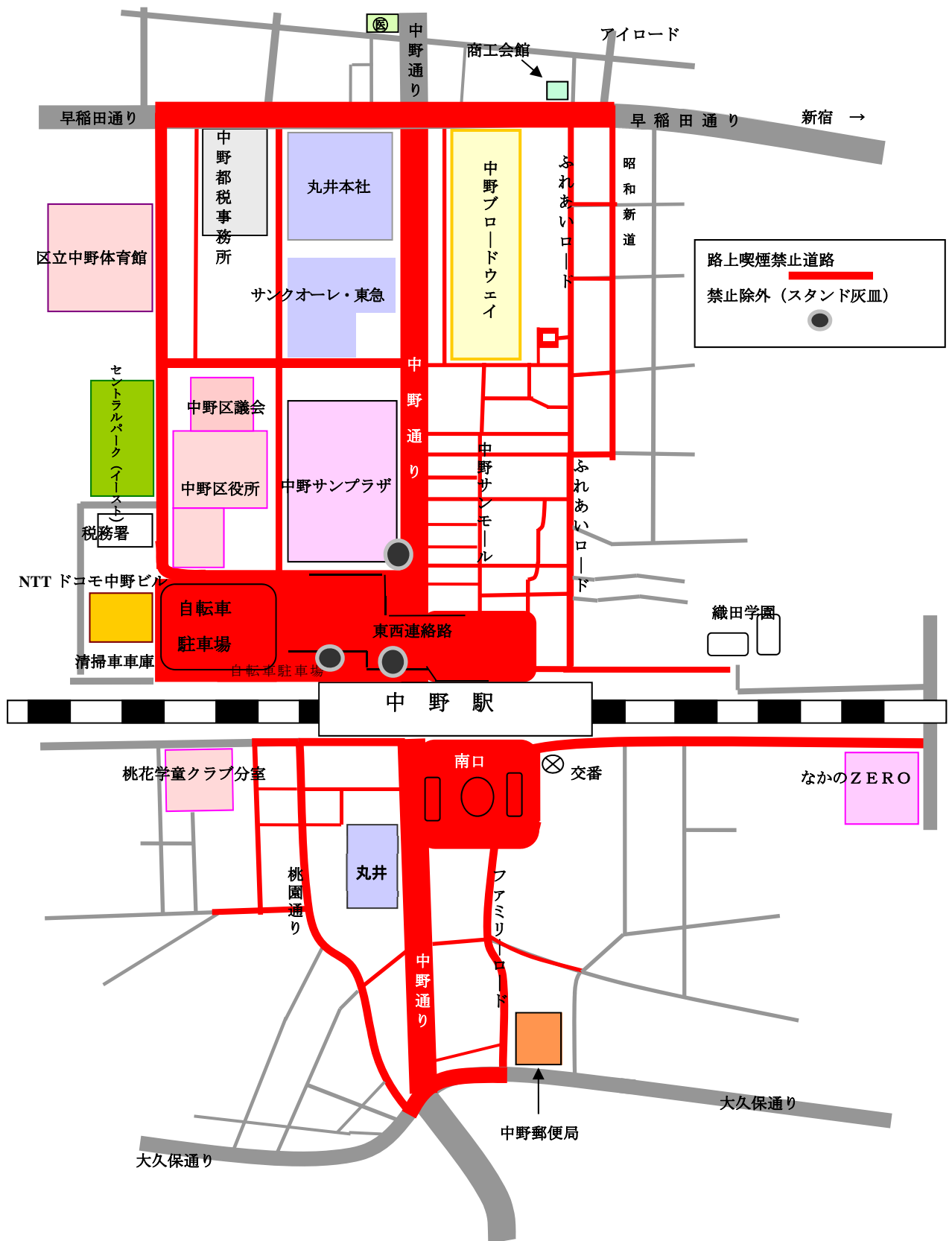
路上喫煙禁止地区
表示シート

☆禁止地区内では、喫煙場所を利用しましょう

路上喫煙禁止地区内には、喫煙場所（スタンド灰皿）を設置しました。

この場所は、禁止地区の対象から除外していますので、タバコを吸うときは、その喫煙場所をご利用ください。なお、ご利用にあたっては、歩行者等周囲への配慮をお願いします。

中野駅周辺路上喫煙禁止地区



・ ごみとリサイクル

第1章 中野区のごみの現状と課題

1. ごみの現状

中野区では、平成16年度策定の第2次中野区一般廃棄物処理基本計画（なかの ごみゼロプラン06）に基づき、ごみの減量施策に取り組んできました。平成18年度以降20年度までに、びん・缶回収方法の変更、古紙回収の集団回収への一本化、ごみの分別区分の変更とプラスチック製容器包装回収の全区展開、集積所でのペットボトル資源回収事業の実施などにより、ごみの減少率は平成21年度までは3%から6%程度で推移していました。しかし、その後は「燃やすごみ」「陶器・ガラス・金属ごみ」とともに減少率が鈍化する傾向にあります。

平成26年度には、小型家電、使用済み蛍光管、廃食用油などの拠点回収と粗大ごみから金属を資源化する事業を新たに開始しました。さらに、平成29年10月から陶器・ガラス・金属ごみ量の1/3を資源化する取り組みを展開しています。

その結果、平成29年度の1人1日あたりのごみ排出量は482gとなり、23区でも排出量の少ない区となっています。

平成28年3月に策定した第3次中野区一般廃棄物処理基本計画では、1人1日あたりのごみの排出量を平成16年度の713gからほぼ半分の371gとすることを平成37年度に達成すべき目標として設定しています。

この目標を達成するため、今後も引き続き3R意識の普及啓発に注力するとともに、分別の徹底や、資源化事業をさらに推進していく必要があります。

2. ごみゼロ都市実現に向けた課題

ごみゼロ¹を実現するためには、単にリサイクルを推進するだけでなく、区民・事業者が日常的にごみを生み出さない暮らしや事業活動に努め、不用物総量²を減らす必要があります。

意識調査では、環境に関心があっても具体的な行動に結びついていない区民・事業者が多いという結果が出ていることから、意識と行動のギャップを埋めるための工夫が必要です。

不用物総量が微減で推移する状況が続いており、「もったいない」意識の普及に努める一方、誰もが利用しやすいリサイクルショップや修理店の情報提供を活発にし、再使用をすすめることが大切です。

ごみの中にはまだ資源物が多く混入しています。ごみや資源の出し方のマナーが守られていないケースも見られます。これらを改善するためには、地域との関係が希薄になりがちな単身者や、多忙な共働き世帯等も取り組みやすい資源回収のしくみづくりが必要です。

清掃や資源化事業を効率的に推進してコストを少しでも削減するため工夫が必要であると同時に、より安全で環境に配慮したごみ処理と資源化をすすめる必要があります。

す。

ごみの減量に取り組んでいる人のごみもそうでない人のごみも、等しく税で処理費用を負担している現状では、ごみ減量への動機づけが働きません。ごみ減量の動機づけにつながる公平なしくみの検討が必要です。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを変えるために、リサイクル費用等の負担を含めた区民・事業者・区の役割分担を再検討するとともに、事業者に対して拡大生産者責任³を求めていくことが必要です。

近年のごみ量の減少傾向等に鑑み、平成15年、特別区長会が中野地区清掃工場をはじめとする計画の中新たな清掃工場は整備しない旨決定したことに伴い、ごみの中間処理は当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理とすることになりました。区は、他区と連携しながら、23区の一員としてごみ減量に向けた責任を果たしていくことが必要です。

1 「ごみゼロ」

「ごみゼロ」とは、積極的にごみの発生抑制、資源の回収を行い、それでも残ったごみを焼却・熱回収し、灰を有効利用することで埋め立てるごみをゼロとすることです。

2 「不用物総量」

可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源量（集団回収分 + 行政回収分）

3 「拡大生産者責任」

生産者が、製品の製造・流通過程の工夫から廃棄後の処理やリサイクルの費用負担等まで責任を負うべきとの考え方。

第2章「ごみゼロ都市・なかの」実現に向けた取組

1. 中野区一般廃棄物処理基本計画

区の長期的なごみ処理に関する基本方針を定める「中野区一般廃棄物処理基本計画」(平成28年3月策定)では、区民一人あたりの排出ごみ量を平成37年度には平成26年度の約7割(371g)にすることを目標としています。

2. 発生抑制(リデュース)の推進

(1) ごみ減量の普及啓発

ごみの発生抑制やごみ出しのマナー等について、区報、ホームページや広報誌の配布等を通じて、区民のごみ減量についての意識向上に努めています。

ごみ減量出前講座等の実施

町会・自治会や消費者グループ、小中学校等からの依頼に応じ、出向く形で、ごみの現状や分け方・出し方、ごみ減量のポイントなどについての講座を実施しています。また、区民から問い合わせの多い内容のテーマ(「雑がみ」「プラスチック製容器包装」「食品ロス」)など、要望された課題に沿って10分程度でわかりやすくポイントを伝える形の「ごみゼロ10分講座」も実施しています。

出前講座実施実績

実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
講座実施回数(回)	34	34	25
参加人数(人)	1,750	1,674	1,483

環境学習講座の実施

小学校の社会科や総合学習の時間等に係る各学校、保育園等からの要望に応じ、ごみ減量やリサイクル意識の啓発、適正分別の徹底を図るため、収集作業職員やごみ収集車を学校、保育園等に派遣し、環境学習を実施しています。また、町会・自治会などの自主的な会議や集会に出向いて、ごみの分別やごみの現状を説明するとともに、ごみをめぐる悩みや問題について懇談会形式で一緒に解決策を考えています。

環境学習実績

(単位:回)

実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
一般区民対象	5	9	2
児童・園児対象	31	23	23

回数は延べ回数

啓発イベントの実施

10月の3R推進月間に、ごみ減量を呼びかけるパネル展示等を行い、身近なことからできるごみ減量についてのPRをしています。

リーフレットによる分別方法の普及啓発

区では資源とごみの分別を徹底していただくため、以下のリーフレットを転入者向け

に作成し区役所、区民活動センター等に置いて渡しています。また、数年に一度全戸配布を行うなどして普及啓発に努めています。

資源とごみの分け方・出し方リーフレット



ごみ分別アプリケーションの導入

平成28年7月から区ではごみの適正な排出や資源化によるごみ減量を一層推進するために、若年層を中心に多くの区民が身近な情報ツールとして利用しているスマートフォンを活用し、ごみ分別等を啓発するアプリケーションを導入しました。

また、区内の外国人に向けてごみの適正な排出や資源化によるごみ減量を推進するため、平成29年7月から英語、中国語、ハンガルの3か国語に対応した外国語版アプリケーションを導入しました。

ごみ分別アプリケーションダウンロード数実績

実績\年度	平成29年度	平成28年度
日本語版	8,715	5,584
外国語版	3,031	0

(2) ごみ減量・資源有効活用等への支援

生ごみコンポスト化容器・生ごみ処理機のあるせん

ごみ減量と資源の有効活用のため、区民を対象に生ごみコンポスト化容器と生ごみ処理機をあっせんしています。

生ごみコンポスト化容器・生ごみ処理機あっせん実績

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
コンポスト化容器あっせん件数	2	3	6
生ごみ処理機あっせん件数	1	0	0

フリーマーケット・リサイクル店等に関する情報提供
区内で開催されるフリーマーケットや区内にあるリサイクルショップの情報を収集し、提供しています。

3. 再使用（リユース）の推進

（1）リサイクル展示室（中野区松が丘1-6-3【清掃事務所敷地内】）

「もったいない」意識の普及を図るため、粗大ごみの中から、まだ使用できるラックや運動器具などの家具類を中心に展示し、区民に無料で提供しています。

リサイクル展示室実績

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
入館者数（人）	21,621	19,446	19,597
展示日数（日）	165	162	163
展示品数（点）	600	600	600
申込件数	3,801	3,991	3,988
平均倍率（倍）	6.3	6.6	6.6

（2）フリーマーケット

区民のリユース意識の向上を図るため、リサイクル展示室の1階を利用して、毎月第一・第三土曜日（1月は第三土曜日のみ）にフリーマーケットを開催しています。衣料品や日用雑貨など家庭で不要となった品物を対象に、毎回10店舗の出店を募集しています。

4. 再生利用（リサイクル）の推進

（1）集団回収の支援

集団回収は、町会や自治会、PTAなど概ね10世帯以上の区民で構成されている団体が、家庭から出される資源を資源回収業者に引き取ってもらう、自主的なリサイクル活動です。地域の実情に合わせやすく、分別が徹底されるので質の高い資源が回収できるなどの利点があります。区は、資源の回収量に応じて、6円/kgの報奨金を支給するほか、標識旗等の支給、びん・缶回収用コンテナや缶プレス機を貸し出すなどの支援を行っています。また、「集団回収ニュース」の発行や、ホームページ等の活用による情報提供やPR、団体と共同での持ち去りパトロールなども行っています。なお、古紙については、平成19年4月から行政回収を停止し、区内全域で集団回収による回収となりました。

集団回収回収量

(単位：kg)

種別 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
新聞	4,352,473	4,842,699	5,546,354
雑誌	4,631,790	4,726,693	5,084,502
段ボール	3,896,694	3,891,215	4,069,538
紙パック	3,988	4,401	6,685
缶	32,676	29,586	28,939
びん	27,349	29,059	28,567
古布	434,521	415,004	408,460
合計	13,379,491	13,938,657	15,173,045

新聞・雑誌・段ボールは平成19年度から行政回収を停止し、区内全域で集団回収へ移行(実施団体数 233団体)

(2) びん・缶の回収

飲食用のガラス製びん・スチール缶・アルミ缶は、区内約 8,060 か所のびん・缶・ペットボトル集積所で週 1 回分別回収を行っています。

平成 22 年度からは「陶器・ガラス・金属ごみ」の日に出たスプレー缶も資源化しています。

回収実績

(単位：kg)

種別 \ 年度		平成29年度	平成28年度	平成27年度
びん	生きびん	167,298	155,276	140,619
	雑びん	2,895,664	2,949,588	3,034,765
	合計	3,062,962	3,104,864	3,175,384
缶	アルミ缶	575,329	580,700	575,963
	スチール缶	377,630	384,028	408,849
	スプレー缶	65,854	51,268	55,638
	合計	1,018,813	1,015,996	1,040,450

(3) プラスチック製容器包装の回収

不燃ごみの40%近く(重量比)を占めていたプラスチック製容器包装を週 1 回ごみの集積所で分別回収し、容器包装リサイクル法の指定法人ルート(容器包装を製造した事業者と利用した事業者が経費を一部負担する)による資源化に取り組んでいます。平成16年7月から一部地域で開始し、対象地域を徐々に拡大し、平成20年10月から区内全域で実施しています。

回収実績

(単位：t)

実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
回収量	2,344.5	2,356.0	2,372.2

(4) 乾電池の回収

家庭から出た一次電池（ボタン電池を除いたマンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム一次電池）を、区役所・区民活動センター・図書館などの区立施設を中心にした84か所の回収拠点で回収しています。

回収量		(単位：kg)		
実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	
回収量	28,520	28,880	28,920	

(5) ペットボトルの回収

平成20年10月から、びん・缶・ペットボトル集積所で週1回分別回収を行っています。

そのほかにも、区内のスーパーマーケット15店舗（平成30年4月1日現在）に設置した破碎回収機によるペットボトル回収も行っています。

回収量		(単位：kg)		
種別 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	
集積所回収分	1,105,980	1,065,930	1,037,970	
破碎回収機分	114,737	113,370	121,074	
合計	1,220,717	1,179,300	1,159,044	

(6) 使用済小型家電の回収

平成25年4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されたことなどを受け、ごみの減量化と希少金属をはじめとした金属資源の有効活用を推進するため、平成26年10月から、家庭で使用済みとなった小型家電9品目（携帯電話・PHS・スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター・コード類）を、区役所・区民活動センター・中央図書館・リサイクル展示室の18か所に回収ボックスを設置し、拠点回収しています。

回収量		(単位：kg)		
実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	
回収量	3,487	3,192	3,167	

(7) 使用済蛍光管の回収

家庭から排出される使用済みの蛍光管について、区役所・区民活動センター・中央図書館・リサイクル展示室の18か所に回収ボックスを設置し、拠点回収をしています。平成26年度12月、1月の試行の後、27年度5月から開始しました。

回収量		(単位：kg)		
実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	
回収量	2,100	1,880	1,220	

(8) 金属系粗大ごみの資源化

ごみの減量化と資源の有効活用を推進するため、平成26年度から、粗大ごみの中から金属を多く含む物を選別・回収して、鉄、アルミニウム、ステンレスなどの金属や熱資源として再資源化しています。

回収量		(単位：kg)	
実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
資源化量	712,890	726,050	694,660

(9) 食用油の回収

家庭から排出される使用済みの食用油を、区役所地球温暖化対策分野の窓口とリサイクル展示室で回収しています。また、毎月第4火曜日の午前9時から正午まで、区民活動センターでも回収を行っています。

回収量		(単位：kg)	
実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
回収量	3,390	3,290	2,618

(10) 陶器・ガラス・金属ごみの資源化

さらなる資源化によるごみ減量を図るため、平成29年10月から陶器・ガラス・金属ごみの約3分の1を民間の資源化施設に搬入して資源化しています。

資源化実績		(単位：kg)	
実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
資源化量	289,923		

(11) その他資源の回収

インクカートリッジの回収

家庭用のインクジェットプリンターで使用したインクカートリッジを、インクカートリッジ製造5社による再資源化プロジェクトに協力し、区内5か所に回収箱を設置して、回収を行っています。

回収量		(単位：kg)	
実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
回収量	125	127	160

リサイクル展示室での古布・紙パック回収

リサイクル展示室において資源回収拠点として、回収ボックスを設置して古着・古布、紙パックの回収を行っています。お持ちいただいた古着の一部はリサイクル展示室で1人月2点まで提供しています。

実績量

実績\年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
古着・古布(kg)	7,450	7,600	10,000
紙パック(kg)	0	10	19
古着提供(人)	7,068	6,332	5,796

第3章 ごみの適正処理

1. ごみの適正排出啓発

(1) 指導業務

区民・事業者への排出指導等

ルールに沿った分別排出がなされるよう、集積所の改善や分別排出指導、大規模建築物の立入指導等、区民及び事業者に対して指導、相談、広報活動を行っています。日々、住民から寄せられる苦情や相談には、ごみの集積所をめぐる住民同士のトラブルやごみの不法投棄をめぐる問題が多く見られます。住民生活に密着している清掃事業にとって、住民の理解と協力は欠かすことができないため、必要に応じて職員を現場に派遣するなどしてきめ細かな対応に努めています。

また、平成20年度から管理人や巡回管理人等のいない小規模集合住宅を対象とした排出指導を行うため、専門の職員を配置し、継続的に資源やごみの適正排出に関する情報提供に取り組んでいます。

事業用大規模建築物の排出指導

区内の大規模事業者から排出される廃棄物の減量をすすめるため、条例により事業用途に供する床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者に対し、廃棄物の管理責任者の選任・届出、ごみ減量・リサイクルに関する計画書の提出を義務付けています。提出された計画書に基づき、個々の建築物に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行っています。また、廃棄物の管理責任者に対してごみ減量に対する理解を深めていただくため、年2回講習会を実施しています。

立入調査実績

(単位：件)

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
調査件数	53	55	53

事業系廃棄物収集届出制度

平成28年2月から、事業系廃棄物の減量・資源化推進及び適正排出促進のため、事業系廃棄物収集届出制度を導入しました。従業員の数が20人以下または1日の平均廃棄物排出量が50kg未満の事業者が、区のごみ収集を利用する場合、廃棄物の排出場所や排出量等について、区へ届出を義務化しています。また、廃棄物の処理について許可業者への委託をしている事業者には調査票の提出を依頼しています。

区内事業者の廃棄物排出状況把握件数

(単位：件)

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
把握件数	10,528	10,206	5,721

各年度末日の把握件数

一般廃棄物処理業の許可・指導

一般廃棄物処理業を行うためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により区長

の許可を受ける必要があります。区は、法律や条例に定められた事項が遵守されるよう、許可を受けた業者の指導等を行っています。

許可更新申請等受理件数 (単位：件)

年度\種別	許可申請			再交付申請	合計
	新規	更新	変更		
平成29年度	2	144	4	2	152
平成28年度	6	105	2	0	113
平成27年度	4	142	4	0	150

(2) 監視カメラの設置

平成27年3月からごみ等の集積所改善のため、監視カメラを設置しています。平成30年度には、計20か所に設置する予定です。監視カメラの設置は、不法投棄・不適正排出の抑止や、不適正な排出行為があった場合の確認などに使用しています。

(3) 優良集積所認定制度

ごみ・資源の適正排出や地域環境の美化、ごみ減量・資源化等に積極的に取り組み、適正に管理されているごみ集積所等を優良集積所として認定します。(平成26年度開始)

優良集積所には認定適合標識を掲示するほか、その取り組み事例を区ホームページ等で区民に紹介し、区内の資源とごみの適正排出・ごみ集積所等の適正管理を推進します。

優良集積所認定実績 (単位：件)

実績/年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
認定数	8	14	31

2. ごみの収集・運搬

(1) ごみの収集・運搬

平成19年10月から一部地域でごみの分別区分変更をモデル実施し、平成20年10月に区内全域で実施しました。それまで不燃ごみだったプラスチック製品やゴム・革製品等が可燃ごみに加わり、燃やすごみになりました。残った陶器類、ガラス類や金属類などは、陶器・ガラス・金属ごみとして、2週間に1回の収集に変更しました。また、21年4月からは月2回に改めました。

集積所数 (単位：か所)

種別\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
複数世帯用集積所	16,709	16,261	16,304
各戸収集	11,392	10,838	10,157
訪問収集	433	416	395

収集実績 (単位：t)

種別\年度	収集回数	平成29年度	平成28年度	平成27年度
燃やすごみ	週2回	54,348.9	54,656.3	55,855.6
陶器・ガラス・金属ごみ	月2回	1,665.2	2,215.6	2,423.5
粗大ごみ	週1回	1,852.7	1,890.2	1,802.1

資源化した粗大ごみ量を除く。(H26年度以降)

(2) 動物死体の処理

区民自ら処理できないペットなどの動物の死体を引き取り、処理を行っています。

処理実績 (単位：体)

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
動物死体	536	549	572

(3) し尿の処理

一般家庭のくみ取りし尿は、平成24年度まで中野区が収集し、処理を行っていました。平成25年度から杉並区と協定を締結し杉並区が収集しています。

処理実績

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
収集戸数(戸)	5	5	5
収集量(k)	4.61	5.79	6.45

(4) 持込ごみ

臨時持込ごみの受付

事業系一般廃棄物を、事業者が中間処理施設へ持込む場合の受付事務を行っています。持込み先は、清掃工場や破砕ごみ処理施設などとなっています。

受付実績 (単位：t)

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
臨時持込ごみ量	144	191	229

一般廃棄物管理票(マニフェスト)制度

一般廃棄物管理票とは、事業系一般廃棄物の種類・重量・排出場所とそのコード等を記録した積荷目録(複写式伝票)です。中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に

より、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する事業者は、区が指定する形式の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出することが義務付けられています。事業系一般廃棄物を1日あたり100kg以上排出する事業者が対象となっています。

一般廃棄物管理票対象事業者登録件数 (単位：件)

実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
登録件数	164	164	163

(5) 訪問収集

高齢者や障害がある方など、ごみなどを集積所まで持ち出すことが困難な方に対し、直接自宅を訪問してごみを収集します。対象は、自らごみを集積所まで持ち出すことが困難で、かつ、親族や近隣の方などの協力を得られない方で、介護保険法による要支援、要介護を受けている方だけで構成されている世帯、身体障害者手帳1級～2級の方だけで構成されている世帯、またはそれらの方と同等の状況と認められる方だけで構成される世帯、その他区長が特に必要と認める世帯です。また、希望する方へ安否確認を目的とした声かけを行っています。

訪問収集世帯数 (単位：世帯)

実績 \ 年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
世帯数	433(56)	416(63)	395(69)

27年度以降()内は『声かけ』実施世帯の内数。

(6) 防鳥用ネットの貸出し

カラスや猫などによるごみの散乱被害を防止するため、防鳥用ネットを貸し出しています。

防鳥用ネットの貸出し実績 (単位：枚)

種別 \ 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
大 (3m × 4m)	183	127	110
中 (2m × 3m)	297	370	342
小 (1.5m × 2m)	127	189	258

(7) 医療廃棄物

中野区では、法定された滅菌処理済みの識別シール・有料ごみ処理券等、一定の要件を満たした小規模の医療関係機関から排出される非感染性廃棄物について、所定の手続き等がされた場合に区収集を行っています。申請手続きは、事前申請で2年毎に更新が必要になっており、清掃事務所では、区内の医療関係機関すべてに申請書を送付しています。

受付実績 (単位：件)

実績\年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 25 年度
医院	248	255	235
歯科医院	203	215	205
獣医院	27	32	22

この件数には、区収集だけではなく、処理業者にも委託している医療関係機関も含まれています。

(8) 使用済み注射針回収容器の提供

ごみの適正排出及び収集作業上の事故防止のため、在宅医療から排出される家庭ごみである使用済み注射針の回収容器を(社)中野区薬剤師会に提供しています。薬局では、在宅患者が薬局から購入し在宅で自己注射した注射針を回収します。

提供実績 (単位：個)

実績\年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
提供数	4,800	4,800	4,800

(9) 廃棄物処理手数料の減額・免除制度

廃棄物処理手数料は、中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に掲げる基準に該当する全ての者から所要の額を徴収することを原則としています。しかし、天災・火災に遭われた方など、特別の理由がある場合は、ごみ処理手数料が減額又は免除になる制度があります。

廃棄物手数料の減額・免除

対象	根拠	割合
(1)天災を受けた者	条例第 53 条 規則第 44 条第 1 号	免除
(2)生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条に掲げる保護を受けている者	条例第 53 条 規則第 44 条第 2 号	免除
(3)児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に基づく児童扶養手当を受けている者及び特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者	条例第 53 条 規則第 44 条第 3 号	免除
(4)国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)付則第 28 条第 1 項の規定に基づく遺族基礎年金の支給を受けている者及び同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	条例第 53 条 規則第 44 条第 4 号	免除

(5)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の支援給付を受けている者	条例第53条 規則第44条第5号	免除
(6)火災等の災害を受けた者	条例第53条 規則第44条第6号	9割減額
(7)その他区長が特別の理由があると認める者 (23年4月1日:私有地の無主の動物死体の引取手数料免除)	条例第53条 規則第44条第7号	5割減額 ~免除

また、天災で家屋が全壊若しくは半壊、または床上浸水に遭われた方で、その被害により特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、中野区天災に伴い生じた特定家庭用機器廃棄物の排出方法等に関する要綱に基づく申込みが必要です。

(10) 集合住宅や事業用建築物の建設時の事前協議・届出

家庭や事業所から出る廃棄物や資源を適正に保管・排出するために、建築物の規模により建築確認以前の計画段階で、廃棄物保管場所やリサイクル資源集積所の設置届または事前協議、あるいは収集方法の協議が必要です。このうち清掃事務所では、廃棄物保管場所についての協議を、資源回収推進担当において集合住宅についてのリサイクル資源集積所等の協議を行っています。

【対象物件】

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例対象建築物

- ・事業用途に供する部分の床面積3,000平方メートル以上の建築物
- ・延床面積3,000平方メートル以上の集合住宅

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例対象建築物

- ・以下に該当する集合住宅

特定集合住宅

階数が3以上(居室を有しない地階を除く)の集合住宅で住宅の戸数が12戸以上のもの

小規模特定集合住宅

住戸の数が6戸以上12戸未満の集合住宅及び住戸の数が12戸以上で特定集合住宅に該当しないもの

届出実績

(単位:件)

実績\年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
条例物件	11	6	7
特定集合住宅	40	45	43
小規模集合住宅	201	288	240

延床面積3,000平方メートル未満の建築物で事前協議が必要なものの件数は、平成23年9月17日までの中野区共同住宅等建築指導要綱が適用されるものは「要綱物件」に、それ以降の「中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例」が適用されるものについては「特定集合住宅」または、

「小規模集合住宅」に計上している。

(11) 主な粗大ごみの収集状況

区分	品目	個数	区分	品目	個数
電気・ガス・石油器具類	暖房器具	5,025	家具類	こたつ板	2,015
	ガステーブル	1,764		机	2,746
	ビデオ	2,552		鏡台	177
	オーディオ機器	1,536	OA機器	プリンター	5,017
	掃除機	6,512		ワープロ	233
	電子レンジ	3,864		OA機器(シュレッダー等)	998
	電気こたつ	1,834	その他	スーツケース	5,316
	扇風機	4,567		自転車	5,831
	照明器具	4,651		衣装箱	2,767
	食器乾燥機	128		畳	1,193
	ミシン	667		スキー板	751
	ガス台・調理台	437		建具	178
	除湿機	635		乳児用具	145
	家具類	ベッド(ベビーベッド含む)		4,594	ゴルフ用具
ベッドマット		2,945		健康器具	1,320
布団		33,962		ごみ箱	3,387
いす		7,430	子ども遊具	972	
箱物家具(タンス・戸棚等)		9,879	水槽	592	
敷物(ウッドカーペット含む)		10,421	楽器	867	
テーブル		7,832	物干し台	361	

平成 29 年度に収集した総個数は、280,399 個です。

不法投棄された物は含まない。

特に多く出された粗大ごみ(平成 29 年度)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
品名	布団	敷物	箱物家具	テーブル	いす
個数	33,962	10,421	9,877	7,832	7,430

(13) 作業計画

中野区では原則として燃やすごみを週2回、陶器・ガラス・金属ごみを月に2回ずつ収集しています。

中野区は区内に清掃工場が所在しないため、収集したごみを遠距離の清掃工場に搬入しています。このため、ごみの性状、排出状況に応じ、車種を使い分けるほか、1組の収集職員が2台ずつの清掃車への収集作業を行うなど効率的な収集を行っています。

ごみの排出量は、週前半と週後半で差があることから、それに応じた配車台数としています。

配車台数、処理量を示した作業計画書は以下のとおりです。この計画書以外に、狭小路地からの収集に対応するため、燃やすごみについて軽小型車両を6台使用しています。

29年度 中野区清掃事務所計画書 (抜粋)

作業種別	週前半				処理量
	車両			処理量	
	車種	作業形態	台数		
燃やすごみ	新大型特殊車	S	2	14.4	
	小型プレス車	W	36	172.8	
	小型特殊車	W	14	37.8	
	計			225.0	
陶器・ガラス・金属ごみ	小型プレス車	S	2	4.2	
	小型特殊車	S	2	2.5	
	計			6.7	
作業種別	週後半				週平均
	車両			処理量	処理量
	車種	作業形態	台数		
燃やすごみ	新大型特殊車	S	2	14.4	14.4
	小型プレス車	W	30	100.3	136.6
	小型特殊車	W	14	27.3	32.5
	計			142.0	183.5
陶器・ガラス・金属ごみ	小型プレス車	S	3	6.2	5.2
	小型特殊車	S	3	3.7	3.1
	計			9.9	8.3

作業形態 「S」: シングル作業・・・1組の収集員が1台の車両を用いて作業すること。

「W」: ダブル作業・・・1組の収集員が2台の車両を用いて作業すること。

ご相談・お問合せ

問合せ内容	ご相談・お問合せ先	電話番号
中野区環境基本計画	環境部 地球温暖化対策分野 地球温暖化対策担当	03-3228-6584
環境マネジメントシステム	経営室 行政監理分野 行政監理担当	03-3228-8909
中野区地球温暖化対策地方公共団体 実行計画（事務事業編）	経営室 施設分野 庁舎担当	03-3228-8854
緑化推進	環境部 地球温暖化対策分野 緑化推進担当	03-3228-5554
環境イベント 中小事業所向け無料省エネ診断	環境部 地球温暖化対策分野 地球温暖化対策担当	03-3228-5516
環境調査結果 工場・指定作業所の設置、変更の相 談 ----- 特定建設作業実施届出 ----- アスベストに関する届出等（大気汚 染防止法・環境確保条例・中野区要 綱の規定による） ----- 土壌汚染調査報告書（環境確保条例 第116条の規定による） ----- 騒音計の貸出し ----- 公害の苦情・相談	環境部 生活環境分野 環境公害担当 （中野二丁目17-4保健所内）	03-3382-3135
光化学スモッグ注意報	環境部 生活環境分野 環境公害担当 （中野二丁目17-4保健所内）	03-3382-3135
	（都）大気汚染情報テレホンサービス	03-5640-6880
防除指導・カラス危害対策等 ----- ペットとの共生	環境部 生活環境分野 衛生環境担当 （中野二丁目17-4保健所内）	03-3382-6662
食品衛生監視	環境部 生活環境分野 食品衛生担当 （中野二丁目17-4保健所内）	03-3382-6664
医務・薬事監視、環境衛生監視 ----- 医療従事者等免許証経由事務	環境部 生活環境分野 医薬環境衛生担当 （中野二丁目17-4保健所内）	03-3382-6663
歩行喫煙防止対策	都市基盤部 道路分野 自転車対策・地域美化担当	03-3228-8063
ごみ ----- プラスチック製容器包装分別回収	中野区清掃事務所 （松が丘一丁目6-3）	03-3387-5353
びん・缶・ペットボトル回収 ----- 集団回収の支援	環境部 ごみゼロ推進分野 資源回収推進担当 （松が丘一丁目6-3清掃事務所リサイクル展示室内）	03-3228-5555

中野区の環境～中野区環境白書～

平成 30 (2018) 年度版

=====

平成 30 (2018) 年 9 月

(30 中環地第 1562 号)

編集・発行：中 野 区 環 境 部

住 所：東 京 都 中 野 区 中 野 4 - 8 - 1

電 話：03-3228-5524 (直通)

F A X：03-3228-5673

e - m a i l：tikuondankataisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp